

予算常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年3月6日(月) 午前8時59分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	阿多 己清 君	副委員長	植山 利博 君
委員	徳田 修和 君	委員	中馬 幹雄 君
委員	宮本 明彦 君	委員	有村 隆志 君
委員	中村 正人 君	委員	池田 綱雄 君
委員	岡村 一二三 君	委員	下深迫 孝二 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	蔵原 勇 君
委員	宮内 博 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	川村 直人 君	総務課長	橋口 洋平 君
危機管理監	徳田 純 君	工事監査監	有馬 正樹 君
工事契約検査課長	松崎 浩司 君	財政課長	山口 昌樹 君
財産管理課長	池田 宏幸 君	安心安全課長	有満 孝二 君
秘書広報課長	有馬 博明 君	税務課長	谷口 信一 君
収納課長	永重 博章 君	収納課長補佐	萩元 隆彦 君
税務課課長補佐	貴島 信幸 君	総務課主幹	立野 博 君
総務課主幹	中村 和仁 君	工事契約検査課主幹	市来 秀一 君
工事契約検査課主幹	逆瀬川 修 君	財政課主幹	石神 幸裕 君
市民運動推進室長	濱崎 利広 君	安心安全課主幹	貴島 俊一 君
収納課主幹	新門 勝利 君	収納課主幹	斉藤 学 君
税務課主幹	山元 幸治 君	税務課主幹	吉永 利行 君
財産管理課主幹	脇 伸宏 君	秘書広報課主幹	上小園 拓也 君
人事研修G長	種子島 進矢 君	財産活用G長	三善 智弘 君
秘書G長	藤田 光治 君	シブメーション推進G長	柳田 謙一郎 君
防災G長	八ヶ代 秋吉 君	財政Gサブリーダー	末増 あおい 君
市民税Gサブリーダー	岩元 勝幸 君	財政G主任主事	生野 卓也 君

企画部長	塩川 剛 君	企画政策課長	堀切 昇 君
共生協働推進課長	西 敬一朗 君	行政改革推進課長	木野田 隆 君
情報政策課長	宮永 幸一 君	溝辺総合支所長	川崎 秀一郎 君
企画政策課長補佐	藤崎 勝清 君	共生協働推進課長補佐	西溜 和幸 君
企画政策G主査	堀ノ内 周作 君	国際交流G長	長瀬 広和 君
共生協働推進G長	宮田 久志 君	男女共同参画推進G長	安楽 尚子 君
行政改革推進G長	森山 勇樹 君	電算・情報推進G長	梶 敏行 君
統計G長	大窪 修三 君	土木課道路整備第2G長	三島 由紀博 君
企画政策Gサブリーダー	徳永 健治 君	溝辺地域振興G主査	有村 昌明 君
企画政策G主査	堀ノ内 周作 君	企画政策G主査	甲斐 平 君
企画政策G主査	横山 雅春 君	中山間地域活性化G主査	上野 都 君
共生協働推進G主任主事	野崎 法宏 君		

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

議 員 池田 守 君 議 員 松元 深 君
議 員 前島 広紀 君

6. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 徳留 要一 君

7. 本委員会の所管に係る協議事項は、次のとおりである。

議案第28号 平成29年度霧島市一般会計予算について

議案第32号 平成29年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（阿多己清君）

それでは、予算常任委員会を開会します。本日は、去る2月21日の本会議で付託されました議案14件のうち、2件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。

△ 議案第28号 平成29年度霧島市一般会計予算について（総括～総務部）

○委員長（阿多己清君）

それでは、まず、議案第28号、平成29年度霧島市一般会計予算について、総括の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

それでは、まず、議案第28号、平成29年度霧島市一般会計予算についての総括につきまして、御説明を申し上げます。少子高齢化が進行する中、未だに脱却しないデフレ問題、マイナス金利、円相場や株価の動向など刻々と変化する経済情勢により、市税等一般財源の安定的な確保、増収は不透明な状況であり、さらに、平成32年度の合併特例措置の終了に向けて、普通交付税の合併算定替の段階的縮減が進む一方、社会保障関連経費が累増し続けるなど、本市の財政を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。このような状況の下で、本市におきましては、これまで限られた財源で一定水準の行政サービスを提供していくため、霧島市行政改革大綱（第2次改定版）をはじめとする各種行財政計画を踏まえ、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、適切な行財政運営に努めてきたところでございます。平成29年度もこれまでと同様に、持続可能な健全財政の確立をはじめとする4項目の基本的な考え方の下、行政の効率化・合理化を一層推進し、喫緊の課題に的確に対処するとともに、霧島市ふるさと創生総合戦略に掲げた切れ目のない施策を展開するための事業などを盛り込み、前年度比、12億2,000万円、2.1%の減となる総額560億3,000万円の一般会計歳入歳出予算を計上いたしました。減少の主な要因は、国分庁舎別館建設及び既存庁舎改修、しらさぎ橋橋梁等整備及び関平鉱泉所工場等整備などの大型事業の完了、さらには、行財政改革の推進に伴い人件費や公債費が減少したことなどでございます。また、霧島市経営健全化計画（第2次改定）との比較では、予算規模で38億円、財源不足に充当する財政調整基金をはじめとする3基金の取崩額で7億円、一般財源総額で16億円、それぞれ上回ったものの、年度末における3基金の残高は、計画額より89億円多く確保できる見込みである一方、市債残高は、計画額より3億円減少する見込みでありますことなどから、概ね財政の健全性を確保した予算になっているものと認識いたしております。なお、現行の経営健全化計画が、平成29年度で終期を迎えますことから、平成30年度を始期とする新たな財政運営の指針となる次期計画の策定に着手したところでございます。予算の概要や主な一般財源等につきましては、この後、資料等に基づき各担当課長が御説明申し上げますが、合併特例措置が終了する平成33年度以降も見据えながら、今後も市民満足度の向上と健全財

政の堅持を両立していくために、積極的な行財政改革に取り組むことが重要でありますので、議員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、総括の説明を終わります。

○財政課長（山口昌樹君）

[予算説明資料に基づき説明]

○税務課長（谷口信一君）

[予算説明資料に基づき説明]

○収納課長（永重博章君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（阿多己清君）

確認します。先ほど、山口財政課長が説明した中で、物件費の増減割合を3.1%と発言があったようですが、どちらが正しいですか。

○財政課長（山口昌樹君）

3.3%の増です。

○委員長（阿多己清君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入りますが、財務に関する質疑などにつきましては、この総括に関する審査のところでご発言願います。それでは、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

現行の経営健全化計画が、平成29年度で終期を迎えると。平成30年に次期計画に着手するという説明であったわけですが、経営健全化計画を見ますと、類似団体との比較というものを掲載しているわけです。これまでの議会でのやり取りで、類似団体が87市あると説明を受けているのですが、経営健全化計画を進める上で、類似団体の指標を基準として示すわけですが、比較しようがないほどのいろいろな開きがあるというふうに思うのですが、新しい経営健全化計画でもそのところを比較対象として示していくつもりですか。

○総務部長（川村直人君）

次期の経営健全化計画の作成については、既に着手いたしているところです。類似団体についての目安をどうするかというような御質問であろうかと思えます。当然、様々な行政水準を比較する際に類似団体のいろいろな状況が一つの目安になることは、これまで申してきたとおりでございますけれども、中でも、やはり地域の特性、それからそれぞれの自治体の行政の施策の重点に応じた適正な補正をしつつ、本市に合った形での目標というのを定めることが重要になっています。そのようなことから、適正な行政水準を定める場合に、この類似団体だけではなくて事業の実施に当たって、住民の真の要望に適合し、かつ経済社会の発展に即応して霧島市のあるべき発展の方向と合致するかどうか、あるいは的確な財源見通しの上に立って、長期的に計画をし、その重点の度合いに応じて合理的に実施するような計画でなくてはならないと考えております。以前から類似団体の取扱いについて、いろいろ御指摘をいただいておりますが、財政のほうの類似団体の在り方、それから人事のほうの類似団体の在り方、これについてはそれぞれの指標が違いますので、そこ辺りの突合を財政課と総務課のほうに指示を致しまして、本市と比較的似たような自治体がないか、その類似団体の中でもいろいろ検討はさせたわけですが、非常に多様化しておりますので、全く同じというところはないわけですが、その中から近い形である自治体を勘案しながら、一つの参考と類似団体の指標というのは、今後も活用してまいりたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

類似団体の中でも様々あって、特に人口的なものが一つの指標になっているのかなと思うのですが、霧島市のように600km²を超えるような市域を有しているところというのは、類似団体の中で、これまで11市あるというふうに部長のほうから答弁をいただいた経過があるんですよね。今回の計画は、面積規模等が近いものを参考にするのですか。

○総務部長（川村直人君）

具体的な参考の仕方については、今後、作成の中で検討してまいることとしておりますけれども、先ほど申しましたように、類似団体というのは、人口を基にしておりますので、そういった御指摘の人口と広さ、人口密度になるわけですが、そういうことについても、当然、計画を策定する中で参考にはしていきたいと考えておりますけれども、様々な類似団体の指標につきましては、決められた算出の方法で統計なども処理をされておりますので、全国標準の資料を用いていくのが適切ではないかと考えておりますが、先ほど申しましたように、人口だけでなく様々な自治体の要件がございますので、そういったことも参考にしていかなければならないと考えております。

○委員（宮内 博君）

面積要件等で同じような規模にあるものが11団体と伺っていますけれども、そういうものも参考にできるような形で示す取組も考えられるというふうに理解していいですか。

○総務部長（川村直人君）

そのとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

類似団体との比較で、財政であるとか職員数であるとかというものも一定の比較にするということであるんですけど、地方交付税という性格から見てみますと、基準財政需要額であったり収入額であったり、その差額というのが、地方交付税の算定の基礎になるということになるわけですが、類似団体で見ると、基準財政需要額で約60億円の開きがあるわけです。そうしますと、当然、地方交付税についても約60億円の開きが出てくるということになるんですけど、そういうことからしますと、本当に比較対照になり得るのかという点で、再考の余地があるのではないかと申し上げているんですけど。

○総務部長（川村直人君）

最初の御質問の際にお答えしましたように、類似団体を参考にするというのは、あくまでも一つの行政水準を比較する場合の参考でございますので、何がなんでも類似団体のとおりしなければならないということでもございません。ある程度、本市のそういった財政状況が類似団体の中で、どの程度にあるかという目安ということですので、先ほど申しましたように、そういったことを目安にしつつ、霧島市独自の様々な市政の状況等も勘案して、経営健全化計画の指標を作成すべきものと考えています。

○委員（宮内 博君）

ぜひ、面積要件等も勘案していただきたいと思います。地方債の関係でお尋ねします。今回、説明の中で平成29年度、600億円という見込額に対して、臨時財政対策債が占める問題についても、何箇所か言及していらっしゃるわけですが、実際、600億円の地方債残高の中で、その42%、254億円が臨時財政対策債ということになっていますよね。説明でもあったように、臨時財政対策債は地方交付税の振替措置だということですが、これは償還に関しても特別の措置がありますよね。そこを再度確認します。

○財政課長（山口昌樹君）

臨時財政対策債の償還についての交付税措置でございますが、後年度に全額、基準財政需要額に算入されるという制度でございます。

○委員（宮内 博君）

結果的に、地方交付税に全額算入されるということですよ。合併特例債も割と有利な地方債ということに合併した自治体では取り扱われているわけですが、それよりも臨時財政対策債のほうが、はるかに有利な措置をされると。もともと地方交付税として、自治体が受け取られることができるものを臨時財政対策債ということで発行しているという性格があるわけですが、臨時財政対策債を除く地方債残高は346億1,471万円ということになると思うんですが、全体で示す時の地方債残高というのは、平成29年度も600億円に達するというようなことで説明をするわけですよ。

実際、中身を見てみると、そのうちの42%は地方交付税で受け取ることができるものだということなんですけれど、そこをもう少し、市民にも分かりやすく、実際の地方債残高というのは346億円余りだということを示す必要があるというふうに思いますけれども、新年度に当たって、広報誌等でその辺りをどのように説明する予定ですか。

○財政課長（山口昌樹君）

概要の説明資料の28ページに地方債の状況ということでお示ししております、予算書で申し上げますと、282ページに同様のものを付けております。この表でございますけれども、左から平成27年度末現在高、平成28年度末現在高見込み、平成29年度の増減見込みということで、起債見込みは、際、今、予算で計上しようとしている地方債の額、となりが返す分と。平成29年度末の現在高見込みが一番右ということで、先ほど委員からございましたとおり、一番右の合計額のところが、残高が約600億円になるということでございまして、その上のほうを見ていただきますと、普通債とか災害復旧債、その他ということで区別を致しております、その他も一番下のところに臨時財政対策債と分類して表示を致しております。

○委員（宮内 博君）

全体的に見ると、霧島市の借金というのは、600億円を超える規模だと思うんですけれど、実際、その説明を受けると、臨時財政対策債は特別な地方債なんだということが分かるわけですね。市民には、そのところが分からないと思うのです。ですから、そのところを借金が非常に大きいというふうに受け取るわけなんですけれど、内実は、42%は地方交付税で措置されるという性格のものなんだということで、市民に向けても、そのところを報告をする必要があるんじゃないですかということを聴いているんです。

○財政課長（山口昌樹君）

広報誌等での説明ということで、いろいろと検討させていただきたいと思います。

○副委員長（植山利博君）

このことについては、私も一般質問等で総務部長とも議論をさせていただいた経緯があるわけです。今、宮内委員が言われるように254億円というのは、本来は、100%を国が交付税で本来措置すべきものを、とりあえず自治体の借金という形で処理をしてくださいという理解でいいですか。

○財政課長（山口昌樹君）

この件につきましては、おおまかな仕組みというのは、今、委員が言われたようなこととございます。説明で使いました概要の42ページからが、地方財政対策のポイントということで、国が出しております資料でございます。その中で申し上げますと、45ページの2番、地方交付税の確保ということで、ここに地方交付税を地方全体で、これだけ確保しておりますということを記載してございまして、その中で48ページに、国全体で申し上げますと平成29年度も財源不足額が出ていますということ表示しております。財源不足が出てきたときに、どういう形で措置していきますかということは、9番のところに標記がございまして、折半対象財源不足というのが、下のほうに書いてございます。折半対象財源不足というところに①、②で、①のほうは、国が折半で半分みますと。②は、地方が臨時財政対策債を発行して2分の1をみなさいというのが、この部分でございまして、この部分で発行した分については、後年度に地方交付税の基準財政需要額でみますということが、この地方財政の制度の中身でございます。

○副委員長（植山利博君）

そのところは、再三説明を受けているわけです。何を言いたいかということ、宮内委員と同じようなことなんです、制度上は地方自治体の借金としてではなくて、国が起こす借金として理解をすべきではないのかなという思いがあるわけです。例えば、説明資料の6ページによく分かる棒グラフがあるわけなんですけれど、霧島市の地方債の残高が全てで600億円と。その下の黒い部分が、臨時財政対策債で254億円と。結果として42%ということは、一般的に霧島市の謝金は600億円だというイメージで、市民の皆さんは理解されていると。本来は346億円だという意識があっているんで

はないかと思うわけです。そこらも市民の方々の理解が得られるような広報の在り方とかが必要なのではないかなど。そのことが、霧島市の本来の財政状況の理解につながるのではないかなどという思いがあるわけですが、いかがですか。

○財政課長（山口昌樹君）

今後、広報誌等での広報の際に、いろいろ勉強させていただき検討させていただきたいと思います。

○総務部長（川村直人君）

今の御指摘につきまして、広報誌等への掲載というのも当然検討して、そこに注釈をしていけばいいのではないかなどというふうに考えております。ただ、臨時財政対策債の金額が、こういった形で200億円を超える残高とはなっております。将来的に措置をされるということなんですけれども、従来、経営健全化計画と予算あるいは決算等を比較をするときに、160億円が3基金であるというのが多いのではないかなどという御指摘も受けておりますけれども、臨時財政対策債というのは御指摘のとおり、任意でございますので借りなくてもいいわけですが、当然私たちとしては、財政的に有利なので借りるわけですが、臨時財政対策債というのが、3基金の残高よりもはるかに大きいわけです。見方を変えると、臨時財政対策債を借りないと3基金の残高というのは出てこないというような形にもなっておりますので、その辺の兼ね合いというものを私たちも十分勘案しながら、財政運営はしていかなければいけないというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

当然、基金の運用というのは、縛りがあるものも縛りがないものも、ある程度自由な裁量で使えるわけです。臨時財政対策債というのは、国が半分ずつということであっても制限があるわけですね。有利な起債ですけれども、では、これで全部を済ませるというわけにはいかないわけですから、ある意味では、その制限の範囲の中で活用するというところから、今、総務部長が言われたように、一定の基金を積みながら有利な臨時財政対策債を使いながら、いざというときには自分たちの裁量だけでどうにでもなる基金を積んでいくという考え方は、正しいと思うんです。それはそれとして、やはり市民の皆様にも、全体の起債の中で、これだけの臨時財政対策債、こういう性格のものがあるんだということも理解をしていただくほうが、より正確な霧島市の財政状況の理解につながると思いますので、その辺のところはよろしく求めておきたいと。

○委員（下深迫孝二君）

現在、東京都のほうで、首長が判を押したの、押していないのということでいろいろもめていますよね。この予算を通すということは、我々議会にも責任があると思うんです。結果的には、そういうふうになってくると思うんですが、今、国が膨大な借金を抱えている。赤字国債をどんどん発行している。そういったときに、この臨時財政対策債が半分来るという説明を受けたんですけれども、本当に自信を持って来ると言えるものか、お尋ねします。

○総務部長（川村直人君）

これについては間違いなく入っております。過去の状況を試算いたしましても入ってきておりますので、将来的にも算入されてくるというふうに考えております。

○委員（宮本明彦君）

説明書の31、32ページです。地方消費税交付金ということで、大分増額の補正を組んでいるというところですが、平成27年度に24億円くらい入ってきているということですよ。平成28年度も既に二十三、四億円に近い地方消費税交付金が入ってきていると思うんですけれども、大体平成28年度の予測で、決算の見込みとして、どれくらい入っているという状況が分かっていたら教えてくださいませんか。

○財政課長（山口昌樹君）

平成28年度補正予算（第6号）の中で、地方消費税交付金を増額補正をお願いいたしておりますので、確か決算見込額を20億円を出しておりますので、2月が最後の交付で、直近で申し上げますと約

22億円となっております。補正予算を編成する際に、この情報はなかったものですから、決算見込みを20億円ということで、補正予算のほうはお願いいたしているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

確実に入るところかなという印象を受けました。58ページになります。国庫支出金の土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、この前の補正で大分減額になったということで、これが確実に入れば、市の土木的な事業がいっぱいできたというところになったと思います。そういう意味で、この辺が確実にところでお願いしているのか、やはり減る見込みがあるのか、そういう目測があれば御説明ください。

○総務部長（川村直人君）

一般財源と特定財源の違いなんですけれども、特定財源というのは、そういった事業をしないと入ってこないわけです。ですから、特に御質問の社会資本整備総合交付金などにつきましては、国から入ってくるわけですが、本市の状況だけではなくて、全国的な自治体の状況等も勘案されるわけです。したがって、本市が要望しても、ある程度つく年度もあれば、規模が多すぎてなかなか入ってこないということもありますので、その辺については決定を待たないと、なんとも言えないということです。ただ、予算を編成する際には、当然、前年度に要望なども出してありますので、そういうことを勘案しながら極力お願いをしますけれども、実際、最初に来るのは内示が来るわけですが、内示が来るまでは、どの程度予算がつくかというのは分からないといった状況です。したがって、平成28年度もありましたけれども、何千万円程度の要望をしていたけれども、予算がつかなかったというようなこともあります。そうすると歳入欠陥になりますので、その補助事業については実施は見送るといったことにもなります。本市としては、できるだけこういった特定財源の確保については、極力確保するようにしているわけですが、先ほど言いましたように、国全体での動きということなどもありますので、なかなかこちらのほうの要望どおりにはいかないというのが、実情でございます。

○委員（宮本明彦君）

災害というのが大きなところにもなってくるのかなと。例えば熊本の震災、東日本の大震災、こういったところは、必ずと言っていいほど減額されているという状況があるんでしょうか。

○総務部長（川村直人君）

これもまた少し事情が違っていて、災害等につきましては、国の災害査定があるわけですが、査定を受けて、その査定に合えば、希望どおりの補助金がくるわけですが、その査定によって、減額をされたりする場合があります。災害については、補助金は他の事業からすると比較的つきやすいということになります。これはなぜかと言いますと、災害関連の法律とか様々な要素がありまして、他の一般的な補助事業とは状況が違うようでございます。

○委員（宮本明彦君）

日本全国の中で、そういった大きな災害があったら、こちらの財源が少なくなっていくものかというところなんですけれども、災害が災害でつくというのは分かります。こういったところに影響が及んできているのかという意味です。

○総務部長（川村直人君）

その辺につきましては、国の財政の状況にもよるわけですが、災害につきましては、特に被害が大きいものにつきましては、激甚災害などの特別な措置が講じられますので、これはまた別途に補正予算なりで当然講じられるわけですが、最初から災害がどの程度起きるかというのは分かりませんので、通常の補助事業とは別に措置されることが多いのではないかと考えております。

○委員（宮本明彦君）

ということは、特別に国が措置するからこちらには影響がないものと考えていますという意味合いですね。

○総務部長（川村直人君）

概ねそういった形で考えていただいてよろしいかと思えます。

○委員（宮内 博君）

説明資料37ページのところに、経営健全化計画3基金合計で88億円と記載をしているわけです。これは平成26年度の経営健全化計画の中で示されている基金残高ということになるわけですが、先ほど、部長は平成30年度から新たな経営健全化計画によって、これを再度作成をしていくということなんですけれど、実際、本会議の議論の中でも、この160億円の基金の関係で、平成32年に特例措置が終了することによって、3年ほどで枯渇するという表現をされているわけです。そのことによって、22億円くらいの影響があるということは、補正予算の議論の中であったところなんですけれど、今の段階でざっと計算をしてということなのかなというふうに思うんですけれど、もう少しそのところを説明いただけますか。

○総務部長（川村直人君）

合併特例措置の大きなものとして、地方交付税の特例と合併特例債の二つがあるわけがございます。普通交付税の算定替えが平成33年度に完全に一本化されますと、今の影響が平成28年度ベースで計算しますと約22億円。それから合併特例債があと3か年で、起債可能な金額が約75億円残っております。そうすると75億円を単純に3か年で割りますと25億円です。25億円と22億円を足すと47億円という計算になるわけです。ですから、特に交付税については、本会議でも申し上げましたように、この削減が若干減る方向にあると思えます。ただ、合併特例債につきましては、これまで目一杯起債をしておりますので、非常に有利な起債ですので、当然活用していくとなった場合に、50億円前後と申しましたけれども、上限が50億円程度で、今のところはそれを上回る可能性というのは、比較的少ないのではないかと考えているわけですが、当初予算説明資料の34ページに性質別の平成29年度の義務的経費、投資的経費、その他とありますけれども、これから確実に財源として見込めない、もちろん合併特例債は100%ではありませんので、一般財源の裏財源もあるわけですが、それを除いて考えても、今の560億3,000万円の中から、例えば40億円としましょう。40億円を、この中から確実に減らさないといけないということになるわけです。そうした時に何から40億円減らせばいいのかとした時に、我々としては非常に厳しいのかなと。ですから1年で40億円減らすわけにはいきませんので、激変緩和ということで、その間、基金を取り崩しながら対応していくということになるわけです。義務的経費については、人件費についても職員の削減を進めてきて、ほぼ限界に近い状況にあります。その他の経費につきましても、もともと削減をしてもなかなか限界があるわけで、あとは投資的経費になるわけです。投資的経費をどの程度削っていくかということですが、皆さんから一番御要望の大きいものは普通建設事業費であったり扶助費であったりするわけです。ですから40億円から50億円の財源が、平成33年度からはなくなるということで、これをどうやって削減していったらいいかというのが、今後の経営健全化計画を策定する中での大きな焦点になっていくのではないかと考えています。

○委員（宮内 博君）

平成26年度の経営健全化計画では、平成33年度の基金残高を16億円ということを示したことがあるんですけれど、ただ、実際にはかなり留保できる財源ということもあって、そういうふうに乗っていないんですけれど、平成29年度予算の関係では、留保財源というのはほとんど見込めないということが、議論されてきているところなんですか、私、申し上げたいのは、平成27年度の決算の中で、予算に計上して活用できなかった、いわゆる減額補正もされなくて不用額という形で計上されたものが、13億9,845万円という金額なんですよ。それで、これが適宜、結論が出た段階で補正を組んで、そして市民要求にも応えることができるような形で活用できるものと思うんですけれども、平成29年度の予算編成に当たって、そこら辺のところは、どんな議論をして新しい予算編成の取組に生かしていこうと考えたのか、お示しいただけますか。

○総務部長（川村直人君）

不用残の考え方につきましても、本会議の時にも申し上げましたけれども、留保財源というのは、

一番分かりやすいものが3月補正なんですけれども、歳入に計上した金額と、実際に収入された金額を比較をすれば、当然、収入した金額が多くなりますので、それが一応留保財源と。あと歳出のほうからいけば、使う予定ものを使わなかったわけですから、それも残ってきますので、それも留保財源になります。ですから、私たちとしましては、できるだけ不用残額につきましては、補正予算でわざわざ減額をしなくても、無駄遣いをしないようにというような形で、それぞれの担当部署に通知を致しているところでございます。これを住民の方々が必要な予算に回すべきではないかということでございますけれども、これは、当然その中で補正予算もあれば流用などもあるわけですので、きちっとした形で対応は今までもしてきているつもりでございまして。不用残を少なくするために、小さいところまで補正をすると、これは莫大な作業にもなってまいりますし、莫大な事務をした割には、効果というものは薄いものと考えております。ですから、大きな不用残が残るものだけについては、3月補正で極力計上しております。様々な要因がありまして、補正をしたくても何らかのためにとっておかなければならず、やむ得なく不用残を残すというようなこともあります。ですから、今後についても極力不要残額については使い切るといったことは、内容にもよるわけですが、無駄な経費の使い方をしないように、それは今後もしておかなければならないと思っております。要は、その不用残額の中身だと考えております。それと不用残額を残さないためには、小さいところで補正をしなければいけませんけれども、そこまで補正をしなくても、きちっと決算で残れば、足りるのかなというふうにも考えております。

○委員（有村隆志君）

まちづくり委員会のことなんですけど、ここで言うべきかどうか分からないのですが、基本的な考え方として、今回、この予算を編成する中で、ある程度、各課に何%なり指示をされたのか、それとも今までどおりであったのか教えてください。

○財政課長（山口昌樹君）

各地区自治公民館が作られるまちづくり計画に基づいて、計画で上がってくる分につきまして、特に道路の維持補修の関係が多い状況もございます。そういうこともありまして、平成29年度当初予算におきましては、担当課としましては、土木費と耕地課、林務の維持補修に要する経費を平成28年度よりも多く予算措置をさせていただいているところでございます。

○総務部長（川村直人君）

補足いたしますけれども、それぞれの事業課に、まちづくり事業分がこのうち幾らですよといったような割当てはしていないところでございます。それぞれの財源を配分するときに、各事業課でまちづくり計画にどの程度充てるかというのは、それぞれの担当課の判断ということになります。

○副委員長（植山利博君）

決算の委員長報告の中で、このことを引き合いに出して言及があったと思います。それを受けて、議長のほうから、文書で市長のほうにまちづくり委員会の事業費の予算措置については、御相談があったと思います。そのことを受けて、予算措置の中で配慮があったのではないかと。あつてしかるべきだろうというふうに理解をしていたんですが、今、課長の答弁を聴きますと、維持補修については、大目に予算措置をしたということでありまして、部長の答弁では、そのことについては、担当課がそれぞれ判断することであつて、財政課としては、そのことを特別に配慮しなかったというふうに聴こえたんですが、議長の申入れを含めて、そういったところの説明をいただきたいと思つています。[14ページに訂正発言あり]

○総務部長（川村直人君）

議会からの御意見については、重く受け止めております。したがって、先ほど課長が申しましたように、道路等の維持補修といったものが一番多いわけなんです。ですから、そういったものについては、これまでも増額はしてきております。平成29年度についても、そういうことを勘案しながら、予算そのものについては当然増額しております。しかしながら、先ほど申しましたように、まちづくりの要望も多いです。それから事業課が必要とする補修箇所も多いわけですので、当然、全

体については予算は多くしておりますが、当然、そういった地域から上がってくる声というのは、担当課も十分尊重しながらやっているとしますので、比率的に上がってくるかと思えますけれど、最終的に判断するのは、それぞれの課であります。当然、執行については、まちづくり計画等について意識をした予算執行をするようにということで財政課のほうからもお願いしておりますので、そういった形になろうかと思えます。

○委員（宮本明彦君）

以前、決算委員会の答弁で、予算計上では、これはまちづくり計画に載っているものということですと一つ一つ印が付いてくるから、予算的な金額は、財政課のほうでも大体つかんでいるのかなという印象を受けたんですけども、金額的なところまでつかんでいるのかどうかということを教えていただけますか。

○総務部長（川村直人君）

このまちづくり事業というのは、内容が非常に様々であります。ですから、単なる穴ぼこの修理といった維持補修から用地買収を伴う道路の拡幅など様々でございますので、一緒くたに金額だけで判断するのはいかななものかというのは、議会とのいろいろなお話合いの中でも、内容については説明させていただいたところです。ですから、当然、まちづくり事業で地域のほうか上がってきますけれども、単純な維持補修というのについては、市のほうも早目の対応というのができるわけですが、用地買収を伴うような拡幅というのは、その規模にもよりますけれども、用地買収なども長く掛かったりとか、様々な要因があるものですから、まちづくり計画事業全体そのものを、この中でどうかというのは、私どももなかなか言いにくいと。それと、まちづくり事業要望何件に対して、どの程度実施をしたかということについても、先ほど言いましたように中身が違うものですから、何件のうち何件を対応をして、何%したということでも、私どもは非常に説明をしにくい点でもございます。

○委員（宮内 博君）

固定資産税の関係で、今回、前年度比9.5%の増ということで計上をしているんですけども、説明の中で、宅地、雑種地への地目変更、家屋の新增築というようなことで説明をさせていただいたんですけども、どの程度金額的に見込んだのかということも含めて、もう少し説明してください。

○税務課長（谷口信一君）

土地につきましては大きな増はないんですけども、宅地、雑種地への地目変更による増を見込んでいるということでございます。家屋につきましては、新築による増を木造で約6,000万円ほど。非木造による増を3,000万円ほど見込んでおります。償却資産におきましては、企業収益の改善に伴う平成21年のリーマンショック以降ずっと押さえてきた既存設備の修繕といったものが進むのではないかとということで、2億円程の増ということで計上いたしております。

○委員（宮内 博君）

今示された金額で2億9,000万円ですよね。それが全てということですか。雑種地への太陽光発電建設などによる地目変更という点では、税収はほとんど見込めていないという話ですか。

○税務課長（谷口信一君）

補正予算の審査の中でも答弁いたしましたけれども、太陽光発電の場合、ほとんどが山の中ということになりますので、宅地、雑種地へ地目変更しても、なかなか税額が上がらないという状況にございまして、地目変更による増というのは、そんなに大きく見込んでいないところでございます。

○委員（宮内 博君）

土地については増がないということですが、毎年、基準地価が公表されるんですけども、基準地価格は、毎年低下していますよね。昨年7月1日現在の基準地価を見ると、国分中央三丁目とかは7%くらい低下しているというような報告がされておりますけれども、これは、それに応じた形で、実際に土地に関してはほとんど前年度を上回るような計上というのは、当然できないわけですが、そうならないという理解でいいですか。

○税務課長（谷口信一君）

今言われた国の公示価格とか県の基準地価格は、毎年1月1日とか7月1日を基準にして公表されておりますけれども、固定資産税の場合は、御承知のとおり、3年に1回評価替えしますということで、前回の評価替えが平成27年度、今後が平成30年度ということで、その間において大きな変動があった場合は、下落修正予約というようなことは定められておりますけれども、平成28年度に1回、下落修正減額修正をしておりますので、平成29年度におきましては、全体的に大きな下落がないというようなことでやっておりますので、その分の減は見込んでおりません。

○委員（徳田修和君）

歳入の市税、市民税個人の部分なんですけれども、比較で1億500万円の増、これは納税義務者の増を見込みということですが、企業誘致等がうまく進んでいることを予測してのことだとは思っているんですけれども、その辺をもう少し詳しくお示しいただけますか。

○税務課長（谷口信一君）

先ほど、主なものということで納税義務者の増と申し上げましたけれども、あと分離課税による増というようなものを見込んでおりまして、個人市民税におきましては、平成28年の1月から12月までの収入ということになっておりますので、マイナス金利などで市場にお金が出回ったというようなことなどもございまして、不動産などの賃貸物件などを始めとして、不動産などの売買が大分行われておりますので、その分の分離課税も今回の個人市民税の増額の中に入れております。

○委員（徳田修和君）

そういう割合のほうを多くみているということで、働く方々がかなり増えていくという予測ではないということで理解すればいいですか。お金を使う方々が増えていくだろうというような予測ですか。

○税務課長（谷口信一君）

先ほど言いましたけれども、雇用環境の改善というのがございますので、やはり納税義務者、働く方は増えていくというふうには考えております。

○副委員長（植山利博君）

個人市民税の増、固定資産税の増、地方消費税交付金の増、この辺が軒並み増で予算計上されております。今までの説明を聴いても、霧島市における景況感が大分いいのかなと。そういう予測でこういう予算措置になったのかなという気がするわけですが、一方で、市長は施政方針の中で、議案第11号を説明される中で、社会経済情勢は緩やかな回復傾向にあるが、本市においては改善の兆しが見られないことを勘案しというような表現をされているんです。市長の施政方針の中では、まだまだ地方における霧島市における経済環境は厳しいんだという所管を述べておられる。そのことによって、国保の特別減免とかをやるんだということなんですけど、この予算計上を見ると、霧島市の景況感というのは、雇用状況も大分改善されて、それから投資も始まって、消費も伸びてということを反映した予算になっているんですけれども、その辺の整合性をどのように考えておられますか。

○総務部長（川村直人君）

先ほど委員もおっしゃいましたけれども、国と地方については、やはり少しタイムラグがあるというふうには考えております。したがって、国全体が景気が良くなってくれば、地方についても景気が良くなってくるというふうには考えているわけですが、その辺りの実質的な市町村レベルまで、どのような景気の影響があるのか、ここは楽観はできないというようなことで、市長のほうの説明をしたということでございますので、今後、どの程度上回っていくか。しかしながら、今、アメリカの大統領が代わったり、世界的な状況の大きな変化というものがあったり、あるいはイギリスのEUの脱退であったりとか、今後、そういったことが、どういったことで日本に影響してくるのか、それがひいては地方に影響をするのかということなどが、私たちも非常に気になっているところがございますので、今後、国だけではなくて、世界の動向についても、市町村でも気をつけていかなければ、なかなか大変だなと考えております。

○副委員長（植山利博君）

足元の景況感は良くなりつつあるという判断で、この予算措置をされたという理解でよろしいですよ。

○総務部長（川村直人君）

少なくとも下降はしていないというふうには考えております。国の好況感が、どのくらいのタイムラグで地方に下りてくるのかということもありますし、世界の状況というのが非常に不透明であります。私たちは、リーマンショックという非常に厳しい体験というものをしております。リーマンショックがあって、まだ10年もたたないわけです。ですから、リーマンショックから市税のほうが一に返るまで、三、四年掛かっているわけです。今後もそういうことなども考えながら、油断がないように市政運営をしていかなければならないと考えております。

○副委員長（植山利博君）

地方消費税交付金は、今の税率をベースに消費が伸びるということを前提で予算計上してあるということですね。

○財政課長（山口昌樹君）

そのとおりでございます。今の税率で見込んで、決算見込み等を勘案して計上させていただいているところです。

○委員（有村隆志君）

固定資産税が増えるということですが、太陽光発電設備といった施設に関連するものが、主なものと考えればいいですか。

○税務課長（谷口信一君）

償却資産に関しましては、太陽光発電設備も含まれています。土地に関しましては、金額的にそんなに大きくならないのではないかとということで、償却資産のほうには、大分入っているということです。

○委員（有村隆志君）

そういった設備が増えてきて、流末にある側溝などの維持の部分があるので、今後、そういったところに税金が使えるようなことを考えていただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

予算書24ページの航空機燃料譲与税の関係で、今回、説明資料の41ページに目的税の充当事業が示されて分かりやすくなったんですけど、平成29年度の事業計画を見ますと、1億5,000万円の航空機燃料譲与税の活用先は、1億2,104万4,000円が、空港に関連する道路等の整備ということで、80.7%がこちらのほうに割り振られるという計画になっていますが、実際、今回の運用時間の延長で出された意見で、大きな比重を占めたのは、ヘリコプターの騒音やエンジンテスト等の騒音の防止に、もう少し力を入れてほしいということであったわけです。航空機燃料譲与税法上も、第一義的に航空機騒音の対策が掲げられているのですが、その議論はどうであったのか、お示ください。

○総務部長（川村直人君）

航空機燃料譲与税の充当につきましては、従来から、どのようにしているのかとお尋ねがあったわけでございます。これまでも説明しましたように、航空機燃料譲与税法第7条に、その使途が規定をされております。それに基づいて、同法施行令第3条にどういふのに使いなさいということがうたわれておりますので、毎年、充当をした結果を、県を通じて国にも報告いたしておりますし、これまでの本市の使途については、何ら問題はないというようなお答えも頂いているところでございます。今回、そういった要望等にお応えするため、説明資料41ページに、都市計画税などに準じた形で航空機燃料譲与税の充当事業をうたっているわけですが、対象となる一般財源は、一番右から2番目、2億2,902万9,000円対象があります。その中で1億5,000万円を見込んでおりますので、約8,000万円程度は、まだ不足をするわけです。この充当先を、この1億5,000万円の中で、ほか

の事業に充当してもいいわけですがけれども、もともと全体の金額に約8,000万円程度足りませんので、そういうことで御理解いただきたいと思います。また騒音防止につきましては、航空機燃料譲与税だけではなくて補助事業等についても活用しておりますけれども、国庫支出金などが、そういうものの裏財源といいますか、地方負担分も充当いたしておりますので、この航空機燃料譲与税が増えれば、全ての事業に充当できるんだけれどもというようなことでございます。

○委員（宮内 博君）

航空機燃料譲与税法の第7条に最初に書いてあるのが、航空機の騒音で生ずる障害の防止というふうに書いてあるわけです。先ほど部長おっしゃった施行令第3条の1のところに、航空機による騒音等で生ずる障害の防止というふうに規定をしてあると。やはり優先度から、こういう書き方をしていると私は理解をするわけです。そういうことから、今回の航空機燃料譲与税1億5,000万円の充当先のうち騒音防止等の対策には2,045万6,000円とあるものですから、もう少しそこを重視した騒音防止のための対策が求められるのではないのでしょうかということと申し上げているんです。他の補助事業があるというふうにおっしゃいましたけれども、それは昭和57年以前の建物、民家等について適用されるもので、それ以後のものには、個人的な対応はできないということになっているわけですね。そういうくくりがないのは、この航空機燃料譲与税ではないのかなというふうに思いましたので、そのように申し上げたんですけれども、住宅等の騒音防止工事の助成の関係では、別の法律でくくりがあるんですけれど、そのくくりが、これにも適用されるということなんでしょうか。

○総務部長（川村直人君）

説明資料41ページの表で、財源内訳の中に国庫支出金あるいはその他というのがございます。これにつきましては、そういった騒音防止に対して、国からの補助金、あるいは現在持っている空港環境整備基金、そういうものを充当いたしておりますので、結果としては、航空機燃料譲与税を充当するまでもなく、そういう財源があるので充当はしていないということと申しております。それから先ほどありました航空機燃料譲与税法の関連で、ここに書いてあることが優先するのではないかなというようなお尋ねでございましたけれども、私どもとしましては、この書いてある順が優先度が高いというふうには理解していないところでございますけれども、先ほど申しましたように騒音防止については、国庫補助金あるいはそういった基金の特定財源を充当しておりますので、他の事業に充当しているということと申しております。

○委員（宮内 博君）

明記されている公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止に関する法律が、この航空機燃料譲与税のところにも適用されるのかと聴いているのです。

○総務部長（川村直人君）

航空機燃料譲与税と先ほどのお尋ねの事業については元が違います。航空機燃料譲与税については一般財源でございますので、用途は明記されておりますけれども、取扱いはということです。したがって、41ページに出ている住宅の騒音防止、国が34万円充当しております。これが先ほどお尋ねの根拠法に基づくかどうかというのは、今のところ、はっきり答弁ができませんので、後ほど根拠法を調べて答弁させていただきたいと思っております。

○委員長（阿多己清君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで総括説明に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時50分」

「再 開 午前11時08分」

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの答弁に川村部長から発言の申出がありましたのでこれを許可します。

○総務部長（川村直人君）

先ほどの宮内委員のほうから航空機燃料譲与税の充当事業の中で騒音等障害防止に国庫支出金があるけれども、それは法律に基づくものかというお尋ねでございましたけれども、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく補助事業の財源でございます。また、航空機燃料譲与税につきましては、そういった補助事業などで対応していない騒音防止等があれば対応することは可能でございます。

○副委員長（植山利博君）

先ほど、私の質疑の中でまちづくり計画に関する予算措置のことで、議長名で文書を市長に申入れをしたという発言をしましたが、現実には口頭で申し入れをしたということで、私のちょっと記憶違いでありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

○委員（岡村一二三君）

航空機燃料譲与税の充当利用ということで41ページに掲げてありますが、1点だけお尋ねしますが、この表の中の3番ですね、道路の整備が掲げてあるんですが、都市計画事業区域の道路整備は、譲与税が充てられていいのかなのか。都市計画事業は別な補助金が該当してくると思いますが、このことを教えてください。

○総務部長（川村直人君）

都市計画税の充当事業については、40ページに記載をしているわけでございます。都市計画道路について、充てていいかということでございますが、その財源の中で充てる経費が残っておれば、この航空機燃料譲与税は一般財源扱いですので、それに充てることは可能であるというふうに考えております。

○委員長（阿多己清君）

それでは次に総務部の審査を行います。執行部の説明をお願いいたします。

○総務部長（川村直人君）

その前に先ほどの答弁の捕捉をさせていただきます。もとより、航空機燃料譲与税が使える区域内の都市計画道路ということでありますので御理解いただきたいと思います。それでは、所管しております総務部関係の予算のうち、歳出予算の総括説明を申し上げます。詳細の事業内容につきましては、先に配付いたしております平成29年度一般会計・特別会計予算説明資料（総務部）をご覧ください。まず、総務課につきましては、一般管理費で、職員や特別職の人件費をはじめ、市民運動推進事業に要する経費などを、人事管理費で、職員の健康診断やメンタルヘルス対策、福利厚生等に要する経費などを、職員研修費で、各種職員研修に要する経費を、文書法制費で、自治会長への文書発送や無料法律相談に要する経費などを、財産管理費で、国分シビックセンターや各総合支所等の維持管理に要する経費のほか、牧園総合支所や溝辺総合支所の整備に要する経費などを計上いたしております。次に、安心安全課につきましては、交通防犯対策費で、交通安全施設整備事業に要する経費などを、水防防災費で、防災行政無線運営事業などに要する経費などを、災害対策費で、霧島山及び桜島の火山活動に伴う対策に要する経費などを計上いたしております。次に、秘書広報課につきましては、一般管理費で、秘書業務に要する経費などを、広報広聴費で、シティプロモーション推進事業をはじめ、広報誌の発行、ラジオ広報、ホームページの運用管理に要する経費などを計上いたしております。次に、財政課につきましては、財政管理費で、予算編成事務など財務関連業務に要する経費などを、財産管理費で、財政調整基金や減債基金等への積立金を、公債費で、市債の償還に要する経費等のほか、予備費を計上しております。次に、財産管理課につきましては、財産管理費で、集中管理している公用車や他の課等に属さない公有財産の維持管理に要する経費などを、諸支出金で、水道事業等への負担金などを計上いたしております。次に、工事契約検

査課につきましては、土木総務費で、請負工事・業務委託検査業務に要する経費のほか、工事及び業務委託の入札執行事務に係る電子入札共同利用システムの負担金等を計上いたしております。最後に、税務課及び収納課につきましては、税務総務費で、地籍関連の経費を、賦課徴収費で、市民税・固定資産税・諸税の賦課に関する経費や収納・徴収に要する経費を計上いたしております。以上、総務部で所管する歳出予算の説明を終わらせていただきますが、その詳細や歳入予算等につきましては、引き続き、各課長がそれぞれご説明を申し上げます。

○総務課長（橋口洋平君）

[予算説明資料に基づき説明]

○安心安全課長（有満孝二君）

[予算説明資料に基づき説明]

○秘書広報課長（有馬博明君）

[予算説明資料に基づき説明]

○財政課長（山口昌樹君）

[予算説明資料に基づき説明]

○財産管理課長（池田宏幸君）

[予算説明資料に基づき説明]

○工事契約検査課長（松崎浩司君）

[予算説明資料に基づき説明]

○税務課長（谷口信一君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（阿多己清君）

しばらくここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11時53分」

「再開 午後 0時58分」

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これから質疑に入りますが、先日の補正予算の審査と同様に各費目の職員人件費に関する質疑につきましては、この総務部の審査のところでお話ししたいと思います。それでは質疑はございませんか。

○委員（蔵原 勇君）

予算説明資料の4ページの無料法律相談事業で、市民の方よりありがたいという声を聴いているのですけれども、これは相談時間は一人にどれくらいずつなのでしょう。

○総務課主幹（立野 博君）

相談時間は一人当たり30分です。

○委員（蔵原 勇君）

例えば30分で納得できない、もう1回聴きたいなという場合はどうすればいいのでしょうか。

○総務課主幹（立野 博君）

内容としては一人当たり30分となっていて、そのあとになれば、今度は弁護士会がやっている相談会とか、もしくは弁護士に特別に契約して相談してもらおうとか、その辺になってくると思います。

○委員（蔵原 勇君）

この前そういう方と面談をしていましたが、一日何人で、弁護士が対応するのですか。

○総務課主幹（立野 博君）

弁護士会との契約では一人当たり30分を6人、一日3時間です。それに対して月に3回実施しています。

○委員（蔵原 勇君）

次に予算説明資料の5ページのところですが、今回、牧園総合支所の1億3,035万円が付いているわけですが、平成29年度中に解体、整地されると思うのですが、下の欄に435万円というのが付いているのですが、これは福祉センターの付近なのか、飛び地なのか、その辺をお知らせください。

○総務課長（橋口洋平君）

予算計上しているこの土地が3筆ございまして、この3筆が今度複合施設を造る施設内でございます。

○委員（蔵原 勇君）

そうしますと、解体工事及びその辺の造成になるわけですが、その間の代替え施設というのは近辺にあるのですか。

○総務課長（橋口洋平君）

すぐ近くの中学校側のほうに活性化センターがございますので、そこの空いた部屋を使いまして福祉のサービスは行うということでございます。

○委員（宮本明彦君）

予算説明資料1ページの自衛隊関係支援事業、自衛隊父兄運営事業、市民と自衛隊の集いというのが三つありましたけれども、これが一つに統合したよということによろしいですか。

○総務課長（橋口洋平君）

そのとおりでございます。

○委員（下深迫孝二君）

自衛隊に対して補助をするということで、旧国分市においては1軒当たり100円の補助金を出しているそうなんですけれども、それは市役所のほうは御存知なのかなということと、なんで国分だけなんだろうかと、合併したのであれば、1市6町全体でしないといけないだろうと思うのですが、そこら辺はどのように把握をされていますか。

○総務課主幹（中村和仁君）

ただいまの質問の件につきましては、旧国分市におきまして、自衛隊が旧国分市にあったということで、地区自治公民館を通しまして、1世帯当たり100円徴収をしていただきまして、防衛協会費として納めてもらっております。

○委員（下深迫孝二君）

ということは、旧国分市にあったということは、今、霧島市ですよ、そうであれば、何で国分だけなのかなと。100円徴収するのはいいんですよ。例えば、災害が発生したときにほかの地域には自衛隊は行っていないのですか、であれば全体で協力するという形を取ったほうがいいのではないのですか。

○総務課長（橋口洋平君）

今、御指摘がありました防衛協会費の負担の在り方については、確かに合併当初からもありまして、そういった防衛協会の中でも議論はされているところなんですけれども、今現在、旧国分の範囲でしか頂いていないというのが実態です。

○委員（下深迫孝二君）

合併して2年じゃないんですよ。もう12年目なんですよ。それが未だに改善もされていないということは、ちょっとおかしな話じゃないですか。だから、そこら辺は10年越したのだから、きちっと改善する分はされたほうがいいんじゃないですか。

○総務課主幹（中村和仁君）

市のほうで防衛協会費というので頂いておりますが、この分につきましては、自衛隊の父兄会、こちらのほうに負担金補助金ということで支払いをしております。

○委員（下深迫孝二君）

各家庭の皆さん方は、国分だけが払っているということを理解されて払っているのですか。私な

どもごく最近このことを知ったのだけれども、やはりもう少し公平性を図るべきではないですか。ほかの地域で災害が出たときには、自衛隊は出動しないのですか。

○総務課主幹（中村和仁君）

基本的にこの考え方としまして、市が集めているのではなくて、市の防衛協会が集めているという考え方で理解していただきたいと思います。

○委員長（阿多己清君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時 7分」

「再開 午後 1時 8分」

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（橋口洋平君）

先ほど一世帯100円というのは防衛協会のほうが徴収しておりまして、その防衛協会の徴収事務を総務課のほうで、便宜上窓口として受けて、それを防衛協会に入れまして、防衛協会のほうから父兄会への補助金でありますとか、自衛官募集による協力でありますとか、地元出身の自衛隊入隊者への壮行会とかを防衛協会で行っているところがございます。市の予算は通ってはおりません。

○委員（下深迫孝二君）

例えば、防衛協会がやっているとしても、市を通してやっているのであれば、市は全く関係ないとは言えないですね。違いますか。

○総務部長（川村直人君）

市民の方々から頂いた会費については市の予算は通っておりません。しかしながら、市がそういう形で関与はしていますので、そういった御意見があったというのは防衛協会の中での議論の中でお伝えして、その中で協議がなされるものと考えております。

○委員（宮内 博君）

財政課長にお尋ねしますが、予算書の82ページで、財政調整基金の関係であります。ここに空港周辺環境整備基金繰入金1億9,904万9,000円ということで繰入金が生計上されております。歳出のほうでは108ページなのですが、同じ空港周辺地域環境整備事業基金に対して、ここでは繰入れをしているのですけれども、108ページでは積立金として1億8,914万5,000円ということで会計処理をしようとしているのですが、ここを説明してください。

○財政課長（山口昌樹君）

今の御質疑ですけれども、県から入ってくる補助金を一旦基金に積みまして、その基金から繰入れを致しまして、支出をするという流れになっております。歳出のほうですが、これは企画部になりまして、企画部の説明資料で申しますと2ページでございます。空港周辺地域環境整備事業です。下のほうに補助金が二つ、2,500万円と1億6,200万円と、合計で1億8,700万円です。今回、県のほうから入ってきた1億8,700万円を一旦基金に積み立てて、積み立てた基金から、今委員が言われた繰入金で繰り入れて歳出のほうに充てているという流れです。

○委員（宮内 博君）

66ページに歳入のほうで県の支出金、1億8,700万円とあります。この1億8,700万円を今の御説明では一旦基金のほうに入れて、そして、その中から約1億8,700万円の分を企画のほうで活用する、さらに基金ほうに積立をします。そういうことでいいのですか。訳が分からなくなってきたのですが。

○財政課長（山口昌樹君）

いわゆる通常の例年行っている分と、特別に1億8,700万円県のほうから入ってきますので、それを使っての繰入れということでございます。積立については特別分の1億8,700万円は県から補助金として入ってきますので、それを積み立てるということです。あと基金でございますので、通常の

利子分もございますので、利子分も合わせて積立金には積立額を見ているという流れです。

○委員（宮本明彦君）

財政課長の説明で、まちづくり基金繰入金が8,000万円ありますと。8,000万円を安心安全課、企画政策課、共生協働推進課で実施する事業に充当するとありました。企画部のものもここで聴きしていいのか、安心安全課だけなのか、どこに使われたのかというところをお知らせいただけますか。

○財政課長（山口昌樹君）

8,000万円の内訳を言います。安心安全課のところで防犯パトロール支援事業ということで100万円充てております。それと企画でございます。企画政策課のところでコミュニティバス運行事業で7,300万円、それと霧島市地域公共交通網形成計画推進事業で400万円でございます。それと共生協働推進課のところで地区活性化支援事業に200万円充当しています。

○委員（宮本明彦君）

以前、LED化というお話もありましたけれども、再生エネルギーのところにも基金を使うんだよという話でした。ということはここから基本的にまちづくりの基金がありますけれども、そこからも充当しようと思ったら使える部分は、まだ20億円くらいありますよという理解をしてよろしいですか。

○財政課長（山口昌樹君）

まちづくり基金に関しましては、合併特例債を活用して、造成した基金でございます。基本的に充当できるソフト事業ということでございまして、まちづくりの関係のソフト事業に充当させていただいているところでございます。

○副委員長（植山利博君）

関連なんですけれども、まちづくり事業に合併特例債を積んでいるわけですよね。それを運用するのはソフト事業だということなんです。これまでの一般質問の議論の中で、商工会等が行う地域振興の事業、夏祭りであるとか、花火であるとか、そういうものが商工会への補助金が減額する中で、商工会からなかなか各地区のいろんなイベントに補助ができにくくなってきている。若しくは例えば、初午祭辺りも非常に運営が厳しくなって、馬を育てるための財源措置が必要ではないかという議論もあって、今回も予算要求がなされたということのようなんですが、それも結果としては予算は付かなかったというようなことですが、この今の財源を活用して、何らかの手立てが打てる可能性があるのか、いかがですか。

○総務部長（川村直人君）

個々の予算についてはそれぞれ経緯もございますので、市としてはそういう決断を最終的にはしたということで御理解いただきたいと思いますが、先ほど言いましたまちづくり事業のソフト事業については一体感の醸成を育むようなものでございますので、そういった趣旨のものであればそちらのほうの基金を活用して、運用ができるということでございます。個々の事業については一つ一つ事情が違いますので、ちょっとまとめては説明するのは控えさせていただきたいと思います。

○副委員長（植山利博君）

個々の事業の予算付けについては、もう聴くつもりもないのですけれども、この前のやり取りの中でも例えば、自治会がいろいろな補助事業で各種団体が活用できるNPO法人とかの活用する予算があるので、そういうものを個別具体的には活用していただければというような答弁だったと思うのですけれども、このまちづくりのこの予算、それから今既にいろんな自治会が地域づくりや健康づくり、地域の一体感を醸成するようなソフト事業について、使っている補助金等をうまく活用する可能性はあるということよろしいですか。

○総務部長（川村直人君）

御存じのように基金については、その用途については、それぞれの条例で定められているわけですので、その用途にかなえば、様々な基金を活用してその事業をすることは可能でございます。なお、

先ほどのまちづくり基金は金額は確かにそのとおりなんですけど、合併特例債により造成した基金の取扱いについては、国のほうから通知が来ておりまして、果実運用型であります。原資のほうは使えないということになっております。また、その趣旨につきましても先ほど申しましたけれども、地域の伝統文化の継承とか、コミュニティ活動とか、様々なそういったソフト事業は活用できますので、共生協働推進課の市民活動支援事業などについては、市のほうで独自にやっている事業なんですけれども、そのほかにもこの基金事業を使って、やれる分については私どもも対応はしていきたいと考えております。[20ページに訂正発言あり]

○委員（中馬幹雄君）

説明資料の3ページですが、職員研修は毎年行われておりますけれども、市町村アカデミー等の派遣は何人の予定ですか。

○人事研修G長（種子島進矢君）

市町村アカデミーを12人、市町村国際文化アカデミーを12人予定しています。

○委員（中馬幹雄君）

人事に口を挟む気はないのですけれども、この研修に行った人が帰ってきますよね。それで帰ってきてからの職場配置というのが、その研修を兼ねた関係のところに行っているのかお伺いします。

○総務課長（橋口洋平君）

今、中馬委員がおっしゃった職員研修費の部分については、一週間とか3日間とかそういった感じの部分の短期の研修でありまして、アカデミー、国際文化アカデミーの分はですね。それぞれ自分が仕事をしている部分についての深い知識を得るということで、こういった短期の研修を致しております。長期の研修に、例えば今、全国市長会でありますとか、地域活性化センターとかに出しておりますけれども、そういった長期で出している職員につきましては、帰ってきましたら関連の所属のほうに配置するというを基本の方針としております。

○総務部長（川村直人君）

先ほどの植山委員の御質疑の中で、合併特例債における基金のソフト部分については、果実運用型と申しましたけれども、訂正をさせていただきたいと思っております。その基金を積むための合併特例債の償還が終った額の範囲内ということでございますので、返した分だけ使えるということでございまして、訂正をさせていただきます。

○委員（宮内 博君）

2ページの人事管理費の関係でお尋ねします。臨時職員の雇用管理事務でありますけど、今回、1億1,803万1,000円ということでありまして、前回からすると減額になって計上をされていると、前年度当初1億2,200万円余りだったと思っておりますけれども、まずそのことについて、大体臨時職員は650人前後で推移をしているという状況になっているのですけれども、そういう中で減額の計上となった理由をお示してください。

○人事研修G長（種子島進矢君）

臨時職員の雇用管理事務につきましては大きく分けまして、2ページのところの社会保険料、雇用保険料等につきましては、市長部局全体の社会保険料、雇用保険料を見ております。こちらのほうは臨時職員の数が平成27年4月で682人、平成28年4月が638人ということで民営化等によりまして、臨時職員が減ってきておりますので、そちらの部分の予算は減ってきているということでございます。また、育児休業、病気休暇等に掛かる賃金につきましても今回計上させていただいておりますのは、育児休暇代替職員が12人、欠員補充等の職員が11人ということで23人分を計上させていただきまして、平成28年度に比べますと、そちらのほうも減っている状況です。

○委員（宮内 博君）

平成27年度と平成28年度の対比で減っているのですけど、平成29年度もということですが、平成29年度は人数でいうとどれくらいを見込んでいるのですか。

○人事研修G長（種子島進矢君）

人数につきましては合計で600人程度見込んでいます。

○委員（宮内 博君）

メンタルヘルス・ハラスメント対策事業の関係ですけれども、ここも前年度からすると減額ということになっているわけです。実際、職員数が毎年減っていくという中で、加重労働などの問題もあるわけですけれども、平成29年度の職員数は1,056人から1,054人になるという試算も示されているわけですけれども、実際、今回減額にしているというのは予算的には持っているけれども、十分活用がされていないということなのか、その辺を御説明いただけませんか。

○人事研修G長（種子島進矢君）

このメンタルヘルス・ハラスメント対策事業の大きなものにつきましては、委託料が大きなものになっておりまして、委託料の部分を今回削減させていただいたために、予算が減額になっているものでございます。

○委員（宮内 博君）

もちろん削減されているからこういう形になっているのだけれども、職員の手当てが必要とするような、職員の健康状態であるとか、その辺の対応が十分なされる中で、予算的には減らしても対応できるという判断なのかどうなのかということです。

○人事研修G長（種子島進矢君）

今回、メンタルヘルス・ハラスメント対策事業の中には、ストレスチェック等も入っておりまして、ストレスチェックにつきましては平成28年度で本格的な実施を行いまして、実際に高ストレスということで産業医の面談まで行った方が5人おります。実質的にその人数というのは今の委託料の中で十分対応できると考えております。

○委員（宮内 博君）

実際、職員のそういう健康管理等も含めて長期に休まざるを得ない、そういう状態に陥っている職員だとか、あるいは今おっしゃったようにストレスを抱えていて、心配だという職員の方だとか、全体的に見てどうなんですか。合併から12年目を迎えて、職員の健康状態等についてはどんな評価をなさっているのですか。

○総務課長（橋口洋平君）

メンタル系につきましては、年々増減がございまして、例えば、平成27年度は16人であったところ。平成26年度が10人、その前が5人なんですけれども、例えば、平成21年度とかは11人とか、そういった形で増減を繰り返しているところなんですけれども、先ほどありましたメンタルチェックのほうで法律で決まりまして、昨年度から事業所のほうで義務付けられたということで、今、メンタルヘルスを委託業者のほうへ頼んで、ストレスチェックテスト、カウンセリング、それからアンケートもしますので、その分析等を致しまして、高ストレスの職員につきましては、面談をして産業医へおつなぎしたり、さらにかかりつけ医とか、そういったものをつくるような形で入口で、症状が重くならないように未然に予防するという意味で、今、このストレスチェック等をやっておりますので、なかなか急激に減って誰もいなくなったとよという状態にはなかなか難しいのですけれども、増えている状況ではないと思います。

○委員（中村正人君）

説明資料6ページの安心安全課の防犯組合連合会運営事業の防犯灯設置費等、平成28年度よりほぼ倍近く予算が組んであると思うのですけれども、その内容を教えていただきたいと思います。

○安心安全課長（有満孝二君）

一番大きなものが負担金補助及び交付金の部分でございまして、防犯組合のほうへの防犯灯の補助ということで、平成28年度で1,040万円ということで、対前年度で2.6倍強の補助金を増額したのですけれども、平成29年度はそれに増して2,000万円という形に増額させていただいているところでございます。

○委員（中村正人君）

平成27年度、平成28年度に対して増額したということなんですけれども、その目的と根拠を教えてください。

○安心安全課長（有満孝二君）

2,000万円の分につきましては、当然、防犯灯のLED化でございますけれども、新規設置分を128基、既存分のをLEDへ改修するのが682基ということで考えているところでございます。

○委員（中村正人君）

これは確か昨年も各自治会なり公民館なりにアンケート的なものを取られたと思うのですが、これは完全に壊れたものでないといけないのか、あるいは具体的にその内容を教えてもらえませんか。

○安心安全課長（有満孝二君）

実質的には完全に壊れたもの又は今度3月の役員会を経て、新年度の総会の中で各会長さん方にはお願いをしていくのですが、現在の防犯灯の既存の状況を把握していただきたいと思っております。大体どのくらい蛍光灯があって、LED化がどのくらいになっていて防犯灯については蛍光灯を設置して何年くらい経っているのかということ調べさせていただきまして、それを基に年数の長いものから先に交換をしていこうということで考えておりますけれども、細かい部分については役員会などで打ち合わせていきたいと思っております。

○委員（中村正人君）

ということは、地域を限定するというのではなく、アンケートに基づいてどこの地区には何個くらい交換というような形で考えていいわけですね。

○安心安全課長（有満孝二君）

言われるとおり、調査結果を基に役員の方々の中で交換方法等を決めていっていただきたいと思っております。

○委員（池田綱雄議員）

予算に関する説明書の94ページ、雑入の中で、節の2番目、広告掲載料691万2,000円、これについては封筒とか市報の広告料ですか。

○財政課長（山口昌樹君）

691万2,000円は後もって御回答させていただきます。

○委員（池田綱雄議員）

そうだと思いますよ。これは宮崎市がこういうやり方をしていて、霧島市もお金を取ることも考えなさいということで、そういう広告料をもらったかどうかという一般質問をした経緯があります。そして検討させてくださいということで、採用されたものだと思っています。私が言いたいのは、公用車が相当ありますよね。その後、公用車にも企業の広告をしたらどうかというような質問をした経緯があるのですが、こういう予算時期にそういう公用車にもしたらどうかという議論とか、そういうのはなかったかお尋ねします。

○総務部長（川村直人君）

先ほどの金額はのちほど報告しますけれども、封筒なんかの広告は恐らく広告を出す代わりに封筒を作っていたというふうになっていたように記憶いたしております。広告を出される方々が作られるというふうに記憶をしております。正確にはのちほど回答いたします。それから車に広告をとということでありますが、載せるのであれば磁石などでしないと、ペンキで描くわけにはいきませんが、交通安全の磁石のシールを貼ったり、あるいは選挙期間には選挙に関する啓発ものを貼ったりしております。公用車にこれまで広告を掲載して、その広告料を取るということは公用車の場合については、今までそのような検討をしたことはないわけですが、やはり公用車という絡みもありますので、もし載せるとすれば、どの程度を載せるのかといったこともありますので、その辺は今後の参考にさせていただきたいと思っております。

○委員（池田綱雄議員）

私はそのときの質問の中でも、昔はペンキで描かないといけなかったですね。今、ペタペタと貼るだけですよね。次の人が掲載するには外せばいいわけで、その辺はおっしゃったとおりですが、それなら広告料を取れないとなれば、例えば、関平鉦泉などは公用車に貼り付けるのがいいのではないかなと思いますので、お金を取ってもらいたいのだけども、取らないにしても今後検討していただきたい。

○財政課主幹（石神幸裕君）

先ほど池田委員より御質問がありました広告掲載料の691万2,000円の内訳でございますが、秘書広報課の広報誌が475万2,000円、同じく秘書広報課のホームページのバナー広告が194万4,000円、あと情報政策課の圧着はがきの広告が21万6,000円となっております。

○委員（池田綱雄議員）

ということは、市報の広告料も入っているわけですね。

○秘書広報課長（有馬博明君）

今、歳入のほうにございましたのは、秘書広報課分と情報政策課分でございます。秘書広報課分だけお答えいたしますと、今申しましたようにホームページのバナー広告、これが194万4,000円、これは一年間分でございます。10社分ですね。それから広報きりしま、この分が475万2,000円ということになっております。

○委員（蔵原 勇君）

安心安全課のことで1件お尋ねをしますけれども、説明資料に載っているような道路反射鏡・防護策等設置工事と3,000万円程度予算が入っていますけれども、概ねこれは本年度は何箇所くらいの要望を取っているのでしょうか。

○安心安全課長（有満孝二君）

交通安全施設整備事業の部分につきましては、3,000万円の内訳で200万円を耕地課分、2,800万円を土木部の関係で見えております。入ってきます歳入分がおおよそ3,000万円くらいを予定しているということで、金額の割り振りはしておりますけれども、件数としては正確な数字は挙げているところではございません。ただ、まちづくり計画書等で挙がってきておりますものを基に実施はしてまいる予定でございます。

○委員（蔵原 勇君）

平成28年度中に要望箇所が地区から挙がったものを積み残しというか、平成29年度に向けて設置するような箇所は何箇所かあったのですか。

○税務課長補佐（貴島信幸君）

平成28年度の設置につきましては、平成28年の秋口まであった分を秋の入札でしますので、10月以降に公民館長さんから申請が来ているのが手元に五、六件あります。今年の7月くらいまでに出た分をまとめて発注します。手元には五、六件申請書を頂いています。

○委員（蔵原 勇君）

報告は分かったのですが、例えば、前期の締め切り、後期の締め切りというのは聴いておりますが、概ねこれも前期、後期でいつまでというのがあるのですか。

○税務課長補佐（貴島信幸君）

今は前期、後期ではなくて年に一回の発注です。今までは第3四半期ということで12月くらいに発注していたのですが、今はやはり工事発注を早くしろということで、基本的に第2四半期中に、9月までには発注ができるようにということでしますので、年に一回で今やっています。

○委員（蔵原 勇君）

その件で3月はどこも地区の自治会長さんたちが交代されるときに「私たちは忘れていて、していなかった。今から申請してもいいのかな」という相談を受けたものですから。新しい館長さんは分からない人もいて、後期にまた申請とか要望が来たときには現地を確認して、これは危険箇所だと思ったときには随時受け付けてもらえればいいなと思うのですが、どうですか。

○税務課長補佐（貴島信幸君）

今言われたように、工事の発注については秋口なんですけれども、受付は随時で、調査にも行って、お話をしながら必要性があるというところについては申請書をもって次年度に反映させていきます。

○副委員長（植山利博君）

説明資料の11ページ、シティプロモーション推進事業ですけれども、去年は電通にプロモーションビデオの作成をお願いしたわけですけれども、今年も4,700万円程度予算が計上されて、委託料が4,423万円ということですが、この内容についてもう少し説明を頂けますか。

○秘書広報課長（有馬博明君）

今年度の委託料の大きなところでは、それぞれ主体的に運営できるように、旅費とか需用費とか印刷性本費とか組んでおりますが、先ほど御質問がありました委託料の件については、大きく分けて四つほど考えているとことです。一つは今年度霧島市のシティプロモーションを推進するに当たってキラシマイスター、お互いを褒め合うまちづくりということで、これについては小学校でも人権学習の一環で取り入れられたり、お互い褒め合って、いいまちをもっともっと市民と一緒に褒めていこうとそういったキラシマイスターの更なる定着を図るための経費として、また、市民がその能力を共に高めていくためのセミナー、ワークショップとか、そういったものを考えているところなんです。一つ目はそういうところなんです。その中で郷土愛を育むための動画とか、そういうことの作成も当然考えているところがございます。二つ目は、霧島市の魅力を大都市圏でPRをしていって、霧島市の認知度を高めていくためのメディア対策というのが大きな二つ目でございます。それと三つ目は首都圏のメディアの情報発信に併せて農産物の販路拡大、それを狙うためのPRイベント、これが大きな三つ目、大きな四つ目は観光で来ていただいて、気に入っていただいて、繰り返し来ていただく中に、移住にそれをつなげていこうということで移住定住のほうと連携を図りながら、移住定住をするためのプランとか、霧島市を知らない人が移住という情報を知り得るための企画、そのようなものを四つ目に考えているところなんです。大きくこの四本柱で委託のほうを考えていきたいと考えているところなんです。

○副委員長（植山利博君）

動画の制作もあるということですが、この動画の制作にはどれくらいを見積もられていますか。

○秘書広報課長（有馬博明君）

先ほど言いました四つの中に動画を二つほど考えておまして、一つ目の動画はキラシマイスターの郷土愛につながるための動画ということで、大体100万円ほど予算で見込んでいるところがございます。ただこれはそれに伴う企画管理費とか様々ございますので、消費税まで入れますと120万円を超える金額になるのかなと考えております。それからもう一つは鹿児島県のドローンの動画とか、映像の動画がすごく好評だということで、来年は霧島市のドローンも含めたそういった動画の素材というものを広く年に何回か季節ごとに揃えていきたいというのがございまして、そういった様々な動画の媒体に使うおもとの動画素材というものを同じく150万円程度で企画しているところなんです。

○委員（下深迫孝二君）

予算説明資料の20ページ、ここで市税等徴収・滞納整理事務ということで、通信運搬費、督促状などを送られる分だと思っておりますが、この運搬費というのは何ですか。

○総務部長（川村直人君）

節の名前が通信運搬費という名前が付いておりますので、そういう御理解をお願いします。

○委員（下深迫孝二君）

そこで、調査旅費ということで関東、関西、九州内等ということで、等ということはほかにも行かれていると思うのですが、こういう出張をされて、どのくらいの回収をされているのか、これを

見ると総体的には3,667万円という予算になっているのですが、これには賃金ということで臨時職員の方だと思うのですが、正職員の方も恐らく行かれていると思うのですが、どれくらいの回収率なのか。

○収納課長（永重博章君）

関東、関西、九州内等ということで出ていますけれども、これで平成29年度におきまして、あと山陽、山陰、中国地方を計画しております。その出張については押さえておりません。申し訳ございません。

○収納課主幹（齋藤 学君）

今の課長の答弁の補足という形になるかもしれませんが、出張した関係の旅費の関係に充てる、幾ら回収してきたかという数字は押さえていないのですが、例えば、私ども徴収の出張というのは当然、お金を取るためだけに出張しているわけではなくて、いわゆる滞納整理という形で、当然、納税相談もさせていただくわけですが、行った場合は差し押さえも各銀行、できるところでできると、あるいはできないかできるかという判断もありますので、そういう意味での滞納整理にお伺いするという形でしています。先ほど金額という話がありましたので、それに相当するか分かりませんが、例えば、大体一例でいくと2泊3日ほどの九州県内の出張というのをしているのですが、大体通常であれば、この市内であれば20人くらいはできるかと思えます。ただ、当然、県外であれば道も場所も分からなかったりするものですから、一日10人でできればいいところかなというふうに考えています、その中で大体2泊3日で、前回の経緯というのを見てみると、大分県に出張したことがあるのですが、そのときに34件あたりを訪問の計画をしております。そのうち実際会えたのは、そのうちの10人でした。ですから大体30%くらいしか会えなかったと、当然、その会えなかった方々には不在文書であったり、処分をしますよという予告通知を入れたりして帰ってきます。その後そういう方々の中で17人ほど御連絡をいただきましたから、そういう意味では50%くらい上がってきているかと思えます。その後私どもも進めていきますので、それに通じて分割納付の相談を頂いたり、最終的には滞納整理を進めるという形です。

○副委員長（植山利博君）

予算説明資料11ページで、委託料4,423万円の内訳で、マイスターが120万円程度、ドローンが150万円という説明を受けたのですが、それを合わせても270万円です。ほかのワークショップ、メディア対策、農産物の販路拡大、移住定住のプランというような柱を示されましたので、それぞれどれくらいの予算措置になっているのかお示しをください。

○秘書広報課長（有馬博明君）

まず、最初にキシマイスターの定着を更に促進をしていこうということでございまして、先ほど言いましたセミナー、ワークショップとかキシマイスターの定着で約630万円程度、それから先ほど申しました郷土愛につながる動画作成が120万円程度、それから霧島市のウェブサイトの構築、あるいはその保守管理、それが約80万円程度、委託料についてはそのような形です。それから今度はパブリシティ活動、いわゆる東京、大阪等に行って報道対応をして、雑誌社を回ったり、新聞社を回ったり、そういったところでの資料を作ったり、あるいはプレスリリースと言いまして、全国の何百社という報道関係に提案等をする企画でございまして、これが1,900万円程度かかります。それから先ほど申しました動画の素材が150万円程度です。委託としてはそのような形でございまして、これに伴う職員の旅費とか必要な消耗品等については別節で計上させていただいているところです。

○副委員長（植山利博君）

委託料が全体で4,423万円計上されておりますので、その主な柱を4本くらい言われましたよね。その中の4,423万円になる内訳をお願いします。今言われたものを足しても、半分をちょっと超えた程度にしかありませんのでお示しいただければと思います。

○秘書広報課長（有馬博明君）

今申したものが大きな委託料ですが、それにプラスして細かいものを申しますと、首都圏イベン

トというものが、先ほど申しました農産物等のPRイベントですよね、これにつきまして委託料だけで1,100万円程度、それから効果的な情報発信に伴う移住の関係につながる様々なプログラムの構築、企画、これが430万円程度でございます。それで先ほどの金額になろうかと思えます。

○委員（宮本明彦君）

予算に関する説明書の102ページの上から2番目、特別職報酬等審議会事務、これは毎年予算組みがされているのですよね。過去やったことがあるのか、平成29年度は大事な年なんですけれども、4年前もめましたから、今年度やる予定があるのかどうかをお聴かせください。

○総務課長（橋口洋平君）

特別職報酬審議会は合併以降開いたことはございません。平成29年度につきましても未定でございます。

○委員（宮本明彦君）

確認程度だけでもやっていただけたらと考えております。今の議員報酬がいいのかどうかという件ですね。それから続いて116ページ、高齢者運転免許証自主返納支援事業は2倍ぐらいになっていますよね、過去からしたら3倍になっていますけれども、増額した内容として人数なのか何かもう一つ得点を加える方に予算を使われるのか、その辺を聴かせていただきますか。

○安心安全課主幹（貴島俊一君）

増やしたのは人数になります。平成27年度は229名の返納があったのですけれども、平成28年度はちょっとまだ2月末で集計ができていないのですが、1月末現在で240ということで300くらいいくような勢いがあったので、今、こういう時世なので新年度はそれより多めにまた予算をつけてもらいました。

○委員（宮内 博君）

安心安全課にお尋ねしたいのですが、先ほど若干議論がありましたけど6ページの防犯灯の関係についてであります。昨年6月の議会で、このことを議論したことがあるのですけれど、そのときに市内に設置をされている蛍光灯が7,765基ということで今報告があったのです。LEDについては322基という報告だったわけです。ただ、1か月当たりの電気料はLEDのほうが半額で済むわけです。それで、今、自治会がこれを全額維持管理費については負担をしているということで、政策的にLEDに転換をして自治会の負担も減らすということであったのですが、今回1,000万円ほど予算が増えてはいるのですけれども、先ほど具体的に既設分682基と新設分が128基という報告がありますけれど、これは現在の段階で既に申請が上がっている分がいかほどで、政策的にそれをもっているということで計上している分が幾らなのかそこをちょっとお示しただけませんか。

○安心安全課課長（有満孝二君）

新規分128基というお話させていただきました。こちらにつきましては例年挙がってくる新規分の数字をもとに大まかおさかせていただいております。改修分につきましては、こちらについて先ほど申しますように、実質上は今後、アンケート調査等をとっていった後に今後、換えていく数字が明確になっていくものなのですけれども、こちらのほうで予算を増額させていただく中でこの数値を挙げさせていただいたところでございます。今後、出てきた数字と今後、入札の中で数字のほうは前後する部分が出てくるのではないかと考えております。

○委員（宮内 博君）

3月ということで4月から新しく自治会の体制も変わるところが非常に多いということだろうと思うのです。それで新しく自治会の役員を担った方たちがそういう利活用しやすいような対策というのか、そういうものも必要だろうというふうに思いますので、そのところは今の御説明では対応できるような予算計上にはしたということで理解したいというふうに思いますけれども。同時に、政策的な問題で、とにかくLEDのほうが維持管理費は半額で済むわけですので、今回、既設分の682基が蛍光灯からLEDに変わっただけで年間100万円以上、経費の節約ができますと、そういう計算になりますから、ぜひ政策的な位置付けを持ってやっていただきたいというふうに思いますけれども。

ども、そういうことも含めた今後の来年、再来年への展開というのが考えられているのかどうか、そこをお示しいただきませんか。

○総務部長（川村直人君）

防犯灯のLED化につきましては、これまでも本会議の一般質問などでもいろいろ御質問がございました。私どもも他市の事例なども参考にさせていただきつつ、また、自治会の負担等も軽減をしないとイケないというようなこともありまして、ここについては様々議論したわけで、今回こういった倍近くの予算を計上させていただいたわけです。この財源にはふるさとときばいやんせ基金というのが充当してあります。今後、このふるさと納税の実績が更に上がっていけば財源確保もできるわけですので、こういった財源が更に入っていけば、予算の増額というのもまた当然あり得るというふうに考えております。また一部このLED化には再生可能エネルギーの基金も一部充当させていただいております。したがって、今回のLED化につきましては、これまでも自治会の財政負担だけではなくて環境にも優しいそういった形で、今後も取り組んでいくということで御理解いただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

分かりました。あともう一つ、安心安全課のほうにお尋ねをしたいのですが、防災行政無線の関係で今回7,413万2000円予算計上がなされているのですが、平成34年でしたかね、現在、使用している電波が使えなくなるというのは、だったと思うのですが、間違っていれば訂正してください。それまでに計画的に、これはやっていかなければいけないということでもあるということで、同時に自治会の高齢化の進んだところの自治会ではなかなか負担金が払えないという、そういう状況も現実に進んでいるという状況があるんですけれども、このことについて大体1世帯当たりどれくらいの負担金を払って転換しているのかというようなことの検討があったり、あるいはそれを軽減するための対応などが議論されているのかどうか、

○安心安全課課長（有満孝二君）

今、委員申されましたのはコミュニティ無線の関係のことによろしいでしょうか。[「はい」と言う声あり] コミュニティ無線につきましては、原則、自治会又は公民館等が整備をされるものであると思っております。安心安全課のほうでは、整備をされましたコミュニティ無線と防災行政無線のほうを接続させていただいているという形でございますので御理解いただければと思っております。

○委員（宮内 博君）

要するにコミュニティ無線に確か平成34年ですよ、までにコミュニティ無線は転換をしていかなければいけないと、転換をしたのにつなげるというのが政策的にはされているわけですよ。

○安心安全課課長（有満孝二君）

一部、隼人の部分では、今、委員言われましたような考えのもと、平成34年にアナログのコミュニティ無線が400MHz帯または300MHz帯の無線が使用不能になるということでその平成34年の11月までの間にデジタル化を進めていくという考えのもと、そこに合わせて接続をしていこうと考えられていらっしゃるところもあるように聞いております。ただ、国分地区とか、ほかの部分につきましてはアナログのまま現在のアナログを使用しているままで接続をしているところもございます。

○委員（宮内 博君）

実際にはそういうことで隼人のほうでは、作業が進められているんですけれども、実際、世帯当たり1万2,000円くらいの負担があるということで作業が進められているのですよね。そういった中で私が先ほど申し上げましたのは、実際に防災無線と接続をして、同時に行政の様々な連絡等も部屋の中で聴くことができるというような機能も持ち合わせようということで整備が進められているわけですが、一層公共性が高くなっていくという面で行政側として何らかの財政的な支援も含めた手立てというのが検討されているのかということをお聞かせいただけます。

○総務部長（川村直人君）

先ほど安心安全課課長が申しましたように、あくまでも防災無線については用途が限られておりますので、必要最低限の情報しか使えないわけでございます。これをコミュニティ無線、地域の方々が整備されておられるコミュニティ無線に接続して、そして、屋外スピーカーでなかなか聴こえにくい災害情報などを個別に聴いていただくというようなシステムでございまして、また、通常的那种コミュニティ無線についてのそういった行政の負担というのは、所管は企画部のほうになるわけでございますけれども、なかなか市内全域で様々な使い方、あるいはもう既に整備をほとんど済ませておられる地域もございまして。また、国分のまちではコミュニティ無線というのが全然ないという地域もかなりありますので、なかなか市内一円でそういったことをするのは、今のところは考えていないと、したがって、このようなコミュニティ無線の6割補助を中心として実施してきたところでございます。

○委員（宮内 博君）

確かに、6割補助は実施していただいていると。それでも先ほど言いましたように1万2,000円くらい負担をしなければいけないということです。街灯費も自治会から維持管理についてはこれを出さなければいけない。年間、蛍光灯だと3,000円を超えるわけですね、1灯当たりの電気料金というのが、公民会費の多くは電気料に消えてしまうという、そういうようなこともあるわけです。そういったこともあって実際、現に自治会に入っている方たちの中には、新たな負担に対して脱会をさせてくださいという申し出が私のところでも相次いでいる状況です。そういうこともあって、一層負担が強まるようなことでは、なかなか自治会にとどまっていたらこうということにもつながらないのではないのかなと、そういうふうにするものですから、今申しあげましたようなコミュニティ無線でありますとか、あるいは防犯灯の維持管理費であるとか、そういったところについても手立てが必要ではないかというふうに求めているところでございますので、ぜひ御検討を要請しておきたいと思っております。

○総務部長（川村直人君）

今の御要望と申しますか、非常に、この自治会の在り方まで及んだ非常に大きな、また重要な課題であるというふうに認識いたしております。そういった地域のコミュニティの重要性というのは災害時などを含め様々な面でなくてはならないというような形で本市におきましても自治会の加入率の向上についても地域の方々と一緒になりながら行政のほうも努めているわけです。そしてまた共生協働のまちづくりということで、地域でできることは地域、行政でできることは行政でというふうに合併以前からやってきているわけでございますけれども、なかなか高齢化、あるいは加入者の減ということで非常に財政面でも厳しくなっておられるということも認識を致しているところでございます。今後、今まで自治会等が担っていた負担を行政のほうで負担していくとなるとこれは行政のほうも限りある財源の中でどういった形で対応していくかという大きな問題にもなっておりますので、今、御指摘の件につきましては、今後の大きな課題でありますので、市内一丸となって取り組んでいくべき問題だというふうに考えておりますので、今後もそのような形で検討を進めていきたいと思っております。

○委員（中馬幹雄君）

安心安全課のLEDに関してやっと5回一般質問した結果が若干増えたようでございます。ただ、昨年の倍になっておりますけれども、これでも既存の取換えが681、そうしますと7千幾らあるとすると更にこのままでいけば10年はかかるわけです。ちょうど私、市民のためであればシティプロモーション推進事業というのが4,700万円ポンと出てきたわけですが、まず12万人の住民を考えればこの予算はこのLED化のほうに回した方が早急に解決するのではないかと思うのですが、それと課長のほうで自治会長さんからアンケート調査をしてということ、それは、取り換えるためのアンケートということですかね。

○安心安全課課長（有満孝二君）

LEDに換えるために現在の防犯灯自体がどのような状態にあるか、何年くらい経っているかと

というようなことを含めて、基数も含めて調査をさせていただきたいと思っております。

○総務部長（川村直人君）

前段の御質問ですけれども、それぞれ担当部署には自分のところの事業が一番大事ですので、そういう形で予算要求が庁内から様々されてきます。それを全体的に勘案しながら予算というのはできていくわけでございます。また、シティプロモーションなどにつきましては特定財源もあるわけで、これなどがそういったハード事業は目に見えますけれども、ソフト事業はなかなか目に見えないものもあります。一つの事業を取ってこれをしなければこれができるといような御議論も当然あるかとは思いますが、総合的に勘案しながら予算付けというのはしていくわけでございますので、その辺については御理解いただきたいと思います。

○委員（中馬幹雄君）

私としてはこういうふうにして昨年度より倍の予算が付いたということはいいことだと思いますけれども、更にまたこれでも10年かかるのであれば、もうちょっと増やしていただいて、今、宮内さんもやりましたけども、公民館活動をしている地域の方たちも負担が大きいというのは皆さん重々分かっていると思います、ですから、市民のため、市民の安全安心のためには防犯灯というのは必要なのですから、そのほうも重点的に考えていただきたいと思います。どうでしょうか。

○安心安全課課長（有満孝二君）

先ほど私のほうで申しました新規分と既存分の平成29年度の本数につきましては、先ほどお答えしましたように概算でございます。現在、公民館長さん方、役員の方々には基本的には新規分をなるべく抑えて、既存分をなるべくたくさん交換できるようにということでお願い等もしているところでございます。また、霧島市防犯組合のほうへ渡した補助金をそれぞれの各地区の防犯組合のほうで分けて、その部分でLED化をしていく形でございますけれども、それぞれのところでもありまして、まとめた入札をして単価を下げるとかそのような状況をつくっていただいているところでもございます。平成26年度からLED化を実施しているところでございますけれども、平成25年度までには蛍光灯の防犯灯というのも設置をしている状況がございます。そこまでまだ新しい状況の防犯灯をLEDのほうにポンと交換するべきものなのかというような議論等もあると思っておりますので、今回、また先ほど申しますように自治会等の調査をさせていただいて検討させていただきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

説明資料の15ページ西郷公園の運用事業ですが、維持管理に係る経費が265万2,000円計上されております。平成30年から西郷どんのNHKの放映に伴って今回の予算の中で日当山の西郷どんの宿の新設、土地を取得して2億円近い予算が計上されていることは時宜を得たものだと評価をするわけですが、昨年、手数料の改定のときに委員会では手数料条例は委員会では賛成少数で否決だったと私は記憶をしております。本会議では討論の中でも今後、西郷どんの放映に伴って非常に重要な施設だと、空港前にあって、これの利活用は今後、非常に重要になるのだと、だから、しっかりと今後更に、ここの利活用については配慮するようにという討論があったというふうに理解をしております。この予算付けは維持管理の予算になっているわけけれども、私はこの時期を捉えて、あそこの利活用はどうあるべきか市長も少しいろいろ検討の兼ね合いとか触れられましたけれども、具体的にここを何とかしないといけないという予算が出てくるかなと非常に楽しみにしていたのですけれども、このことについてはいかがですか。

○総務部長（川村直人君）

ここは財産管理費でありますので、維持管理の費用を計上いたしております。本会議でも一般質問で答えたと思うのですが、当初予算でここの新たな整備という予算は計上いたしておりません。様々な議論は今までもしてきたケースもあり、また、財源等についても県のほうに要望してきた経緯もございます。ここについてはなかなかそういう形で実現しなかったわけでございます。

れども、現状を見たときに非常にこう、塀に囲まれていて、外から見にくいとか、それから使い勝手が悪い、また、駐車場も南側のほうにあるものですから、そういうこともあってなかなかお客さんのほうが増えていないというふうなことがありましたが、現在、維持管理をお願いしております業者さんがいろいろ民間の観光業者の方々と連携して、そういった集客についても努力はしていただいているところでございます。今後、当然、西郷公園についても日当山地区のほうの活性化と合わせて、これは連動していくのが一番いいというのは私どもも理解をしているわけですが、そういった財源の問題、更には銅像の問題、一般の方々の寄附などで建立されたという経緯もありますので、そういった関係者の方の御意向も伺いつつ今後、どうしていったらいいか。条件が整っていけば当時予算を議論している最中なのですから今後、年度での補正予算というのものもあり得るのかなというふうには思っております。

○委員（植山利博君）

地域の方々、それから銅像を建立された民間の有志の方々も非常に思い入れというものもあるだろうと思います。今、部長が言われたとおり、今回のこの予算は維持管理の予算ですので、できれば年内のどこかの補正予算でその事業の突破口が見いだせるような予算措置を求めておきたいというふうに思います。

○委員（中村正人君）

今の西郷公園の関連ですけど、別件で、光熱水費が見当たらないのですが説明をお願いします。

○財産管理課長（池田宏幸君）

西郷公園につきましては現在、部長が申しましたとおり事業者の方に建物を貸与しているところでございます。光熱水費といいますと水道、電気等についてはそこで営業をされておりますので、そちらの方に直接負担をしていただいているというところでございます。

○委員（中村正人君）

それは平成29年度からですか。

○財産管理課長（池田宏幸君）

平成28年度はたまたま前の事業者さんと今の事業者との隙間でございましたので、市で負担を致しましたけれども、それ以前も今度も新しい業者になりましたので、また従前どおり負担をいただいているというところでございます。

○委員（宮内 博君）

財産管理費の関係でお尋ねを致しますが、まずこの総合支所の維持管理事業の関係ですけれど、前年度よりも300万円ほど減額になって予算が計上されているのですけれども、それぞれ総合支所ごとの維持管理事業費はいかほどになっていますか。

○総務課長（橋口洋平君）

今、資料が手元にございませんで後もって御報告いたします。

○委員（宮内 博君）

同じページの牧園総合支所の関係でありますけれども、今回、1億3,035万円ということでありませう。昨年の当初予算から議論をされているところなのですけれども、この現庁舎の在り方についてこの間、議論をしてきたと思いますけれども、その方向性は今の段階でどういうふうになっていますか。

○総務部長（川村直人君）

まだ正式にこういう形でいきますということについては、現段階では申せないところでございます。

○委員（宮内 博君）

まだ議論の途中で表には出せないということですが、大体いつ頃までにその方向性を出す予定ですか。

○総務部長（川村直人君）

新しい牧園総合支所が完成をする、供用開始をするというのが平成32年1月を今のところは予定いたしております。したがって、それまでは現在の庁舎で総合支所の事務をしないといけないわけですが、あとまだしばらくあるわけですが、それまでに今後の現庁舎の後の活用方法については決定していきたいと考えております。そうでないと、それまでは使っていくわけですので、しかしながら、用途についてはできるだけ空白の期間がないほうが有利なわけですので、そういうことを視野に入れながら今後、作業を進めていくということになるかと思っております。

○委員（宮本明彦君）

102ページ、今までちょっと聞いたことがなかったので、人事管理関係各種協議会等参画事業、これは退職金の分でいいということですかね。

○総務課長（橋口洋平君）

そのとおりでございます。鹿児島県退職手当組合の負担金でございます。

○委員（宮本明彦君）

午前中から言っていますけれども、まちづくり計画書の予算についてということになります。先ほど安心安全課のほうから少し計画に載っている分の予算の執行もあるということですが、まずは金額が確定しているのであれば金額を公表していただきたいですし、ないのであれば今年度と比べてどれくらいの予算が増えるのか、多くする予定なのか、そういう部分をお話しいただけたら。

○安心安全課長（有満孝二君）

申し訳ありません、正確な数字をはじき出して手元にないところでございます。

○委員長（阿多己清君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時31分」

「再開 午後 2時33分」

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○安心安全課長（有満孝二君）

まちづくり計画書のほうで予算要求があった分については、現在、まだ正確な数字等は挙がっていないところでございます。

○委員（宮本明彦君）

数字がないことは分かります。ですから、平成28年度と比較して平成29年度まちづくり計画書に挙げた項目をきちっと処理して、という言い方は悪いのかもしれませんが、市民のため、公民館長さんが挙げられたものがきちっと処理できるような形で動く体制にあるかどうかというところをお答えいただけます。

○安心安全課長（有満孝二君）

昨年12月21日に、共生協働推進課を中心に協議等をさせていただいております。その中で今、議員言われたことについて正確に行っていくようにというような申し合わせもございまして、そのようにしていきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

一言だけLED化の件なのですが、これまで再三議論をさせていただきました。区画整理区域内は防犯灯をほとんど動かすわけです。だから、その区画整理地内は、やはり特別枠みたいな視点でLED化を進めるべきではないかというのは私の持論ですが、そういうような思いを今は現実的には駅東です、浜之市はほとんど終わっていますから、駅東が今、ようやく緒についていますので、この事業推進に併せて防犯灯は全部動きます。ほとんど動きます。ですから、動かすときにLED化を進めるべき、その方が効率がいいと思うのですがどうか。

○安心安全課長（有満孝二君）

今言われたことについては、隼人の地域振興課、あとまた区画整理課のほうと検討させていただ

きたいと思っております。

○委員長（阿多己清君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総務部の質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時36分」

「再 開 午後 2時40分」

△ 議案第32号 平成29年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第32号、平成29年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第32号、平成29年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について、御説明申し上げます。この特別会計予算には、交通災害共済事業の実施のために必要な見舞金や支給事務に要する経費等を計上いたしております。詳細につきましては、安心安全課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○安心安全課長（有満孝二君）

平成29年度、霧島市交通災害共済事業特別会計予算について御説明いたします前に事業全般について少し御説明を申し上げます。御承知のとおり、交通災害共済事業は相互扶助を基本とし運営されている事業で、交通事故により死亡又は傷害を受けた加入者に対し、掛金を原資として見舞金を給付する事業であり、交通弱者である児童生徒（小・中学生）と75歳以上の高齢者に対しては掛金を免除しております。事業につきましては、平成24年4月1日からは見舞金の減額を行うなど対策を講じており、平成26年度までは、一般会計及び基金より繰入れを行い、事業運営して参っており、現在も厳しい状況となっております。今後、事業の運営方針について協議・検討を行い、出来るだけ早い段階で、議員の皆様へも御案内させていただきたいと考えております。それでは、平成29年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算の中身について御説明いたします。先ず、歳入でございますが、予算に関する説明書463・464ページ（款）1事業収入、（項）1事業収入、（目）1共済掛金収入、（節）1共済掛金収入で1,200万円を計上いたしておりますが、これは免除者を除いた一般加入者2万4,000人分を見込んでおります。次に、予算に関する説明書465・466ページ（款）2繰越金、（項）1繰越金、（目）1繰越金、（節）1繰越金で866万4,000円を計上いたしておりますが、平成28年度事業からの繰越額を見込んでおります。続きまして、歳出でございますが、予算に関する説明書、467ページから予算説明資料は21ページになります。（款）1総務費、（項）1総務管理費、（目）1交通災害共済管理事務費で366万4,000円を計上いたしております。その内訳につきましては、交通災害共済審査会費で、見舞金に関する重要な事項が発生したとき審査するための会議開催に伴う委員への費用弁償として6万7,000円を計上いたしております。（委員6名の2回分の報酬6万2,000円及び旅費5,000円）次に、その他交通災害共済管理事務費で、交通災害共済事業特別会計の事業運営に係る事務費等として、359万7,000円を計上いたしております。その主なものとしたしましては、（節）11需用費71万3,000円のうち印刷製本費65万6,000円につきましては、加入申込書兼納付書や加入促進用チラシ等の印刷代でございます。また、（節）12役務費、通信運搬費、287万4,000円は、加入申込書兼納付書の郵送料でございます。（残り、消耗品費5万7,000円、償還金利子及び割引料1万円）続きまして、同款项で（目）2交通災害共済見舞金で

1,600万円計上いたしております。その内訳につきましては、死亡見舞金で400万円、傷害見舞金で1,200万円を見込んでいただいております。次に、予算説明資料の469・470ページ、(款)2予備費(項)1予備費(目)1予備費でございますが、100万円を計上いたしております。以上、平成29年度霧島市交通災害共済特別会計予算として、歳入・歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,066万4,000円とし計上いたしておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

○委員長(阿多己清君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(蔵原 勇君)

課長の説明でありました委員6人は、どのような方々ですか。

○安心安全課主幹(貴島俊一君)

霧島市交通災害共済条例の施行規則の中で委員につきましては、自治公民館連絡協議会の代表者、交通安全協議会の代表、民生委員・児童委員の代表、始良郡医師会の代表、校長会の代表、その他市長が認めるといふことで、交通安全母の会の会長等に入っております。

○委員(蔵原 勇君)

6人のメンバーは分かりました。これは2回となっておりますけれども、これは前期・後期とか、どのような形になっているのですか。

○安心安全課長(有満孝二君)

この審査会につきましては、給付を行う段階で疑義等が生じた場合、例えば、条例の中にございます免許の不携帯であったり、飲酒運転であったりというような状況が発生した場合に審査会にかけて給付の減額等を行う形になるものでございます。

○委員(下深迫孝二君)

さっきの説明を聴いておりますと、事業運営が成り立たないと。だから検討して我々のところに報告したいということ、取りやめにしようということだと思っておりますが、前にもこのような議論はされたのですよね。小学生、中学生、75歳以上は免除なんですよ。この免許の方たちは人数でどのくらいいらっしゃいますか。

○安心安全課長(有満孝二君)

平成28年度でございますけれども、免除者が2万8,158人ということです。小・中学生が1万1,055人、75歳以上が1万7,103人です。

○委員(下深迫孝二君)

そして今、この保険に加入されている方は何人いますか。

○安心安全課長(有満孝二君)

平成29年3月時点でございますけれども、一般の加入者につきましては2万3,231人となっております。

○委員(下深迫孝二君)

掛けている人より免除になっている人のほうが多いわけですよ。これで保険が成り立つはずがないんですよ。ですから、免除なんていることではなくて、皆さん最初は365円でしたか、それが今500円になっているのですかね。これを皆さんから掛け金を頂いて、掛けている人よりか免除されている人が多いという中で、こんな事業が成り立つはずがないんだということを前も言ったことがあるのですが、そこを改善する気はありますか。

○安心安全課長(有満孝二君)

先ほど説明の中でもお話をさせていただきましたように、委員言われますような部分も、改善の中での一つの手法として検討をさせていただきました、早い段階で議会のほうにも説明させていただきたいと思っております。

○総務部長(川村直人君)

補足をさせていただきます。そもそもこの事業というのが、交通事故により死亡又は障害を受けた加入者に対し、掛け金を原資として見舞金を給付する事業であり、現在、交通弱者である児童、生徒、小中学生と75歳以上の高齢者については掛け金を免除しているということで、あくまでも保険ではなくて、見舞金ということで実施をしているものでございます。議員御指摘のとおり、今後、事故などが多ければ、今のような状況では、これは破綻してしまいますので検討していいかなければなりませんけれども、事故数などが少なければ、何とか今のところでやっていけないこともないわけです。これは事故次第なんですよ、見舞金が増えていけば、当然やっていけませんので、ですから交通事故が多く起こらないように、警察とも連携をしながら、様々な運動をしているわけでございます。今のところはそういう状況でございまして、何とか平成29年度も存続をさせるということでございますけれども、今後そのような特別会計としての運営がなかなか難しい場合は、様々な形で検討をしていかなければならないということは、これまでも申したとおりでございます。前から言っておりますように、平成29年度の早い時期にも今後の在り方というのは決めていきたいということをお願いしておりますので、今後も引き続き検討していきたいと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

制度としては、決して悪い制度ではないと私は思っているんですよ。ですから、できることなら、こういうものは続けていたほうが、高いお金を払って保険に入れない人は、こういうのがありがたいわけですので、保険料も一年に500円ですから、皆さんから頂いて、そして多くの方に長く続けていただけるように要望しておきます。

○委員（池田綱雄議員）

関連してお尋ねしますが、免除者は2万8,158人、小中学生と75歳以上も合わせてですよ。そして加入している人が2万3,231人ということですが、加入できる人が何人いて、2万3,231人はその何%に当たるのかお尋ねします。

○安心安全課長（有満孝二君）

免除者を除いた一般加入者の対象者としては、9万8,272人であって、加入率で申しますと23.64%という形になると思っております。

○委員（池田綱雄議員）

半分くらいはいつているかと思ったけれども、案外少ないですね。例えば、死亡者とか、事故にあったというのは、この免除者のほうが非常に多いと思うんですが、その割合はどうか。死亡者とか事故に遭われた人は、ほとんど免除者の中から出ているのか、そこら辺はどうか。

○安心安全課長（有満孝二君）

平成28年度の2月28日現在のものでございますけれども、見舞金の中で小中学生の分が13件の59万円、高齢者分が28件の249万円、一般の加入者の分が106件の656万5,000円、合計で147件の964万5,000円の給付の状況となっております。

○委員（池田綱雄議員）

私はこの一般の人たちは、ほとんどそういう事故なんかないかと思ったけれども逆だったですね。びっくりしました。そこで課長の説明の中でも、この事業の運営方針について、協議、検討を行いできるだけ早い段階でと書いてありますが、受け取る側からすれば廃止も含んでいるのかなというふうに思ったのですけれども、廃止も含まれておりますか。

○安心安全課長（有満孝二君）

委員言われますとおり、一般の加入者の加入率が23.64%ということでございます。高齢者及び小中学生の現在の免除者からお金を頂くことになった場合、どのくらい加入率が上がるか、ここの小中学生と高齢者の方々、全てが入っていただけるわけではないと思っておりますので、どのくらい入るかということなどもあるかと思っておりますけれども、一般の加入者の23.64%がどのくらいまで継続していくべきものなのかということ等も含めて検討の材料としていきたいと思っております。

○委員（池田綱雄議員）

廃止もやむを得ないかなというふうに思いますけれども、先ほどの報告で、小中学校あるいは75歳以上は一般の加入者からすれば、うんと事故率が少ないというようなことも、この廃止の中で、そういう免除者は何とかできないのか、そこら辺も検討していただきたいなと要望しておきます

○副委員長（植山利博君）

私は課長の説明がちょっと前向きでないような気がしてならないんです。平成26年までは一般会計より基金を云々とありますけれども、今年予算は一般会計からも繰入れをしていないし、基金の取崩しもないわけですから、これまでの取組の見直しをしたことも含めて功を奏していると私は評価したいと思います。いい制度ですから私は、これは続けてほしい。それで、この加入率促進の手立て、そして交通安全対策の強化、これにしっかりと取り組みながら、この制度はしっかりと続けてほしいということを要望しておきたいと思います。

○委員長（阿多己清君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第32号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午 2時58分」

「再開 午 3時13分」

△ 議案第28号 平成29年度霧島市一般会計予算について（企画部）

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第28号について、企画部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（塩川 剛君）

議案第28号、平成29年度霧島市一般会計予算のうち、企画部関係の概要につきまして、御説明申し上げます。企画部における平成29年度当初予算は、市政全般の総合調整に要する経費をはじめ、空港周辺地域の環境整備や地域公共交通の確保、移住定住の促進、市民参加によるまちづくりの推進などのほか、地域情報化基盤の整備に関する事業、行政改革や電算管理など効果的で効率的な行政運営を図る事業に要する経費等について、計上をいたしております。平成29年度の当初予算説明資料では、霧島市総合計画の施策体系別の主要事業といたしまして、1. 快適で魅力あるまちづくりにおきましては、交通体系の充実の主要事業として、JR国分駅バリアフリー化促進事業及び霧島市地域公共交通網形成計画推進事業に要する経費を、6. 共生・協働のまちづくりにおきましては、市民参加によるまちづくりの推進の主要事業として、無線・有線放送施設整備支援事業及び地区自治公民館等の集会施設等整備支援事業、地区活性化支援事業、移住定住促進補助事業、ふるさと納税促進事業に要する経費を、国際・国内交流の推進の主要事業として、CIR（国際交流員）招致事業を、男女共同参画の推進の主要事業として、男女共同参画計画進行管理事業を、7. 新たな行政経営によるまちづくりにおきましては、信頼される行政経営の推進の主要事業として総合計画進行管理事業に要する経費を計上いたしております。以上で、私からの総括説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、各担当課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（堀切 昇君）

[予算説明資料に基づき説明]

○行政改革推進課長（木野田隆君）

[予算説明資料に基づき説明]

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

[予算説明資料に基づき説明]

○情報政策課長（宮永幸一君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（阿多己清君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（蔵原 勇君）

まず、移住定住の件でお尋ねを致します。予算説明書の10ページです。これまでいい事業ということで好評なんですけど上場、下場という分け方と、例えば、隼人の上場地区、国分の上場地区あるわけですが、これはどのように分けていますか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

国分、隼人地区につきましても、例えば、国分の川原であるとかは中山間地域ということで以前の制度から補助対象区域に含めております。隼人につきましても中福良は以前から補助対象区域、中山間地域として区分しているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

先月、霧島市に新築で家を造りたいという方と空き家に引っ越しして住みたいという方から相談を受けたものですから共生協働推進課かなと思ったんですけども、今言ったように国分、隼人の上場と、あるいは牧園地区、横川地区、霧島地区とあるわけですけども、その増改築、新築の場合の金額は変わらないんですか。

○共生協働推進課課長補佐（西溜和幸君）

先ほど課長が説明申し上げましたとおり、この移住定住促進補助事業には中山間地域と市街地に分けておまして、中山間地域におきますところの住宅の取得、新築では最高100万円、中古住宅の購入及び増改築、こちらのほうが最高50万円となっております。市街地のほうでございましてけれど、新築は補助の対象にしておりません。中古住宅の購入と増改築、それぞれ20万円という補助限度額を設けております。

○委員（蔵原 勇君）

それとですね、家族構成の件ですけども夫婦の場合と子供さんが2人、若しくは1人いらっしゃる場合など条件がありますか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

補助金につきましては、複数世帯ということをお条件にはしておりません。ただし、中山間地域に移住される方に中学生以下のお子さんがいいらっしゃる場合は、お一人につき30万円の扶養補助金が対象になるということになります。

○委員（蔵原 勇君）

中山間地域に、例えば、空き家の一軒家をお借りしたいということをお子さんがいない方から相談を受けたんですけど、そういう場合は賃貸といいたまうかね、そこをお借りするという場合はどのような措置を取るんですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

平成28年度からの新たな補助制度では、中山間地域の戸建ての賃貸住宅にお住まいいただく場合には、家賃補助というものがございます。この場合も先ほど申しましたとおり単身世帯であっても対象となります。

○委員（宮内 博君）

2ページの鹿児島空港の運用時間の延長に伴う交付金等の関係についてお尋ねをしたいと思えます。予算書の108ページに住宅騒音の防止対策として国庫で58万6,000円というふに記載があるわけでありましてですけども、これは公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止に関する法律に基づくものでしょうか。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

議員のおっしゃるとおりでございます。第1種区域とされる当時の告示日前、あるいは告示日後の国の制度に基づく補助事業でございます。

○委員（宮内 博君）

この事業を活用してやるということになると昭和57年3月30日以前に住宅があったものに限ると一つの縛りがありますよね。それで恐らく、そういう対象になるのかなというふうに思いますけれど確認の意味でお尋ねします。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

ただいまおっしゃるとおりでございます。ただ、告示日前、告示日後といった様々な当時の制度がございます。若干、年度をまたがるところもございます。

○委員（宮内 博君）

基金の事業として1,024万1,000円というのがありますね、これは基金条例に基づくものなのか、それとも告示第17号の補助交付要綱に該当するものなのか、そこをちょっと教えてもらえませんか。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

これにつきましては基金事業ということで、平成4年の1時間運用時間延長に伴って実施することとされました基金事業がこの部分の空気調和機器機能回復事業、70台、1,024万1,000円になります。これにつきましては旧溝辺町では覚書を締結した日に設置されていた建物の所有者、旧隼人地区につきましては、告示日の際に住宅に居住されたものを対象とされているようでございます。結論といたしましては、第1種区域、国の基準に基づく空港に近いエリアの部分については、引き続き国の基準に基づいて補助事業を実施します。その周りを取り囲む基金エリアにつきましては、当時の旧隼人町と旧溝辺町で審議が行われた結果について、当時、空調機を設置され現在10年を経過し機能が失われたもの、いわゆる修理不可能なものについて付け替えるという更新事業を現在行っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

要するにここの部分は、昭和57年以前の適用になるという理解でいいわけですか。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

基金の部分について、若干複雑になっております。国はあくまでも国の基準日に基づいた、今、議員の仰せられた告示日を基準といたしております。ただし、告示日には告示日前から建てられたもの、それから告示日から実際の時間軸があった時間の中間の時間で告示日後という様々な対象がございますが、それについては、当時の国の制度に基づいて、すべて防音対策を行っておりますので、現在は国の防音工事に伴って行っている世帯に対して、空調機の機能回復を行っているというのがまず1点でございます。それと基金事業につきましては、告示日にとられることなく旧溝辺町においては覚書を締結した日を設置基準とし、隼人町においては当時の記録では告示日に基づいて対象世帯を決めたというような記録が残っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

もう少し分かりやすく説明してほしいんですけど、いわゆる個々に記載のあるですね、住宅の騒音防止対策の中の基金2,024万1,000円、この部分ですね、この部分はいわゆる公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止に関する法律、これの第8条の2の規定を受けるということではないですか。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

質問を御確認させていただきたいと思うんですが、ただいま申されたのは一般会計予算説明資料の中の中段でございます。空港周辺地域住宅騒音防止対策事業の負担金補助及び交付金、住宅騒音防止対策58万6,000円、この件でよろしいですか。[「はい」という声あり] 1,024万円については、上のほうのカギ括弧で書いてあります。空港周辺地域環境整備事業でありまして、これにつきましては国の対象外でありますところのエリアを拡大して平成4年の空港運用時間延長に伴いまして拡大したエリア、いわゆる基金対象区域の世帯についての空調機の機能回復の事業となっております。

す。これはあくまでも基金対象事業ですので、事業費はすべて基金で賄われております。簡単に申し上げます。第8条の2というのは第1種区域、いわゆる国が環境整備事業を実施する区域ですので、先ほど御質問がありました1,024万1,000円については、この8条の2に基づく第1種区域は対象といたしておりません。

○委員（宮内 博君）

そうであれば、これまで住民説明会等で個別の騒音防止対策等については、昭和57年以前にお住まいになっていたところが対象ですとずっと言ってきたわけですね、今の説明を聞くとその基金条例はその縛りを受けるものではないということになると、新しく平成4年と今回、空港時間の延長があるわけですが、それによって時間帯が伸びるわけですので当然、被害を受ける人たちも増えてくるということになるわけですが、個別具体的な対策というのができるんじゃないかということをお願いするために、この法律のところを引用してお聴きをしたんですけれども、そうじゃないよというふうに言ってきたところの根拠は、この法律以外に何かあるんですか。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

まず、流れから申し上げますと平成25年に第1種区域というのが見直しをされて縮小されているのがまず1点でございます。これに伴いまして第1種区域の世帯が国の補助対象から外れました。それにつきましては、以前からお住まいということで、基金でその方々をカバーするというところで国の方々とそれから基金対象の方々に公平に補助事業が実施できるように県との協議を平成25年当時しているようでございます。[「法律的な根拠を」と言う声あり] 法律的な根拠といいますと、基金条例の中で当時、基金区域を設定したエリア図がございます。その中の第1種区域は狭い区域でありまして、国のほうから外れましたので国の範ちゅうから出てまいります。そうすると空白の地帯が出てくるということで、空白の地帯の世帯の方々に向けて基金で自己負担分の一部軽減を図っていかうというふうにしたものが平成25年当時、県のほうに対して基金事業計画を出しているところであります。それとただいま、法律に基づいてということの根拠になりますと国において第1種区域につきましては、当時のうるささ指数、W値でいきますと75デシベル、現在の測定方法で申し上げますと62デシベル、いわゆる、Ldenという数字になっております。これが環境基準に基づいて個人対策ができるかできないかというのがまず一つ、それについては当然線引きが必要になってまいります。それと国につきましては、あくまでも告示日にあった時点での建物を対象にするというのが基本でありまして、あくまでも国の考え方でございますが、その後そのエリア内に居住された方は騒音があるということを前提のもとに居住された方とみなしておりまして、これは全国どこでもございますけれども、国についてはあくまでも基準日以前に建てられたものを対象としているところでございます。

○委員長（阿多己清君）

しばらく休憩いたします。

「休憩 午後 3時54分」

「再開 午後 3時56分」

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

平成4年の1時間延長に伴いまして、平成5年度に設置されました基金に基づく空調機の設置についての根拠につきましては、県の事業計画に基づいて基金が設置されております。その際の計画の要件といたしまして、旧溝辺町では住宅騒音防止対策としW値75を含む地区自治公民館区域内に平成4年10月31日以前から居住しているものの住宅、続きまして旧隼人町につきましては、W値を含む自治会の区域内に昭和57年告示日以前から居住しているもの、国による防音工事助成を受けているものを除き町が特に必要と認めた住宅、いわゆる国の対象外で告示日以前から住んでいる方々を対象としますとされているようでございます。

○委員（宮内 博君）

実際にその住民説明会では個別具体的な騒音対策を含めてやってもらいたいという要望も出されているわけですね、ある自治会では自治会長が企画部のほうにそういう文書も届けているということになっているわけですが、今日の午前中の議論の中で総務部の所管ですけれども、航空機燃料譲与税ですね、議論をしたんですけれども、これは一般財源ということで、今あったような法律的な縛りはないということなんですよね、ただ、航空機燃料譲与税を見ても約8割は道路等の改修事業等に充てられるということなんです。実際、騒音の被害を受けているところに対する措置ということになりますと航空機燃料譲与税しかないということになってしまう。基金条例はあっても先ほど紹介があったような形で県のほうで縛りを掛けているということであれば使えないということになるわけです。実際に空港の運用時間が変更になって長くなっていると、また、新たに長くしようということですのでその辺のところを、であるならどういう手が打てるのかということをやったりしっかり示すことにならないと住民の皆さんの理解というのは得られないというふうに思うんですけれども、先日の南日本新聞の記者の目にも住民への説明や議論は尽くされたのかと今でもこの疑念が払えないというふうに書いてあるわけですね、そういったことをもう少し議論をした上でコンターに近い地域に住んでいる、コンター内はもちろんですけれども、そういう方たちに対する対策というのをなぜ盛り込まないんですかね、部長のほうにお聴きします。

○企画部長（塩川 剛君）

まず、空港の時間延長に伴って当然、その飛行機が飛ぶ時間も前後に若干長くなるということも十分想定されるわけです。近年は飛行機の性能が上がってきておりまして、昔から比べると騒音は低くなってはいるというものの、やはり、夜間の運行となると確かに気になる方々もいらっしゃるんじゃないかなと思います。そういう中で発生源対策としては、エンジンテスト等については、防音フェンス、ブラストフェンス等の設置等の要望はしていくわけなんですけれども空港の運用、例えば、設定した時間外をはみ出す規定以外の運行などが無いように、空港のそういう管理運営をチェックしていくということも必要ではないかなと思っております。ちなみに松山空港でしたでしょうか、そこでは年に1回地域の方々と空港とそういったような、運行時間外の実績等のデータを持ち寄って意見を交わしているという実情もございますので、発生源対策としては私どもも空港周辺環境整備委員会の中で今回要綱を見直しをして、そういったような国県などを呼んでお話しを聞くといったようなこともできるようにいたしましたので、その場を使って厳しくチェックできるというような体制を作ったところがございますので、そういったような運用に努めていきたいというふうに考えているところがございます。それから、住民側からの面で見ますと今回のエリアの設定につきましても、基金区域を尊重したということなんですけれども、こちらにつきましても、例えば、その基金エリアの見直しといったことを想定した場合、当然、先ほど申しましたとおり航空機の騒音が下がってきているということで、逆にこのエリアが縮んでしまう可能性も十分考えられるところがございます、私どもはその基金エリアの既得権を保護しようと守りたいということで、現在の基金エリアを含む公民館を対象としたところがございます。

○委員（宮内 博君）

ある資料を頂いて、これは静岡空港の住民説明会を受けての対応の関係で平成26年5月に住民説明会が行われたようなんですけれども、夜間の運用時間の延長に伴う部分で騒音の実測値に基づいて住宅防音工事等の対策を適切に実施していくというようなことを記述してある部分があるんですね、それで実際に地域からそういうことであれば、実際に測定器を設置して具体的に騒音の度合いがどうなのかということや新しく時間延長になったことを受けて対応を求めると、測定も含めてそういう声も出されているんですけれども、ほかの空港でも同じような形でやっているということではなさそうですね。こういう事例を見てみると一律ではないと思いますので、その辺のもっとこの住民の意見を酌み取った形での対応というのを考えていただきたいというふうに思いますけどどうなんですか。

○企画部長（塩川 剛君）

空港周辺におきましては、鹿児島県のほうで7か所の騒音測定を行っているようでございます。これは毎年行っておりますけれども、場所はいっしょなんです時期は全く別ということで、毎年違うといったようなこととございます。説明会でも宮内委員から同じような御意見等もございました。その辺のデータとして取るには、当然、定点測量ということが重要でございます。今、そういった御意見等もございましたので、騒音測定の工夫はできないかといったようなこと等で県のほうにも交通政策課を通して環境のほうにもお願いしたところでございまして、今後も引き続きそのあたりの声はつなげていきたいというふうに思っております。

○委員（宮内 博君）

3月1日に委員会の開催を溝辺でしたということで報道もされているわけですが、今回の延長に伴う事業費の関係についてでありますけれども、これは本会議でも議論をしたところですが、自治会を対象にした事業費からですね、隼人の場合は日当山地区、姫城地区、中福良地区ということで地区公民館を対象にした事業費への配分へと変更になっているという部分があるんですけど、本会議のやり取りでは十分に地区の公民館長さんたちも具体的になっている姫城では鼻切グリーンタウン、日当山では山下、糸走ですね、そういう自治会に配分すべきものだというのを重々承知しているという部長のほうもそういう答弁をなさっているわけですよ、その確認はどうだったんでしょうか。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

当初は自治会というお話が出てきましたけど、積算する中で過去の状況等を勘案しながら、そのような積算が一部出てきておりますが、最終的には宮内委員が言われるとおり地区自治公民館単位で事業を実施していくということが近隣の自治会にも公平に実施できるのではないかなというように形で最終的に委員会のほうで御協議を頂いたところでもあります。併せまして、今、宮内委員が言われましたとおり、当然、特に隼人地区は地区自治公民館の範囲が広いので、その中でも第1種区域に近接する地域等については、それ相当の十分な配慮を頂くように地区自治公民館長さんにも御説明、また、お願いもしているところであって、それらの個別配分の方法等については、今後、協議をさせていただくことになっております。

○委員（宮内 博君）

その3月1日の委員会では、そのことについての発表はなかったのですか。

○企画部長（塩川 剛君）

自治会への重点的配分ということでの議論は、委員会の中では出なかったというところとございます。それから、一番強い要望としては一括交付金でぜひ交付してほしいといった意見等もありました。それから自由度の高い、使い勝手のいい交付金にしてほしいというようなこと、例えば、具体的にどういうものを使うかというようなところ等の詰めもまだ県のほうとこれから詰めなければなりませんので、それらを含めて自治会への重点地域として位置付けております自治会への重点配分といったようなこと等も館長さん方を含めて協議をしていきたいと思っております。また、一般質問の中でも御答弁申しましたとおり、館長さん方は、その辺は十分に御理解いただいております配慮するというところのお話を伺っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

いわゆる自治公民館についてはですね、例えば、航空機燃料譲与税等を活用した共同利用施設等への施設整備費だとかですね、そういうものをできるような法律の整備をされていますよね、ですからその辺のところもきちんと委員会の中で説明をすべきだというふうに思うんですけども、その辺の説明はされたんですかね、そして、実際に参加された自治会長さんたちは、そういった様々な制度があるということ認識した上で単位の自治会ではなくて、地区自治公民館のほうに広げてくれと言われたんですか。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

今までその細かい部分についてはこれからでございますが、御存じのとおり市が建設して市が修繕の部分については行う。例えば、溝辺地区についての麓共同利用施設については、市が建てられたものと考えておりますが、そういったものについては、当然、わざわざ地元への交付金を活用するのではなくて市が修繕等を行う場合に航空機燃料譲与税を対象となる地域については充てていくというのは想定されるものではないかと考えております。ですから、そこについては、今後それぞれの地区自治公民館が事業実施する中で市がすべきもの、地元の公民館がすべきものというのは、やはり、皆さんと事業計画の中で整理をしていくべきであって、その事業について航空機燃料譲与税を充当するのかしないのかについては、さらなる協議が必要になっているかと思っております。

○委員（宮内 博君）

私だけしゃべるわけにはいけませんので、あと個別具体的に要請をしてみたいと思います。

○委員（宮本明彦君）

今の続きの部分があるんですが、1ページ目の一番下、これは県からの補助金を基金に入れるよという1億8,700万円ですよ、2ページ目は基金に入れたのをおろしてきて、それを使うよというのが2ページの空港周辺地域環境整備事業という理解をしています。上の負担金補助及び交付金のところで、上のテレビ、空調機ですね、二つそこまでは大体分かるのですが、空港周辺地域環境整備補助金、これは何をするために補助金を出すと考えたらよろしいのでしょうか。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

今御質問のありましたとおり、今回の新たな支援ということで合計1億8,700万円、これが県のほうから霧島市の基金積立てのための補助金として交付されます。市としては、それを一旦基金に積みまして、それを取り崩し、財源として事業を実施していく、それについて今ございましたとおり2ページのボックスの一番上の下のほう、空港周辺地域環境整備補助金2,500万円としての交付金、この交付金については、地区自治公民館等に対する環境対策費というふうになります。ここで交付金と補助金と分けているのにつきましては、交付金は事業間の流用であったり事業計画の変更が容易であったりするというので地域のニーズに合った形で交付金というふうにしております。なお、補助金につきましては、御存じのように麓地区共同利用施設が昭和51年度事業で建設されまして、翌年の昭和52年3月に完成いたしております。それが現在40年を経過して耐用年数から申し上げますと残り10年となっておりますが、現場を見られた方もいらっしゃるかと思いますけども、相当老朽化が進んでおまして、これについては、今後、維持管理がかさむとされております。この施設を地元のほうに無償譲渡というような御意見も頂いておりますが、今回を機に地元の要望ということで県にお願いいたしまして、これに伴う代替施設を建設するというので補助金を計上いたしました。財源のとおり県も認めていただきまして、全額県補助金を充当することといたしております。

○委員（宮本明彦君）

補助金のほう分かりました。次の交付金のほうです。隼人、溝辺、幾つの公民館にどれぐらいとか、配分が決まっているんだったら一番多いところはこれぐらいで、1番少ないところはこれぐらいということだったらお答えいただけるのかなと思って、まだ、幾つの公民館にお渡しするんだというところをお知らせいただけますか。

○企画政策課長（堀切 昇君）

配分のほうですが、溝辺地区につきましては9地区の公民館、隼人地区につきましては3地区の公民館に配分する計画でありますが、配分額につきましては県との調整が県のほうも予算委員会にかかっていないということもございまして、まだ協議中ということでございます。

○委員（宮本明彦君）

分かりました。別の案件に行きます。行政評価推進事業ですね、今まで31万7,000円とか40万と50万の予算が付いていたのですが、今回ゼロになっていきますよね、これはもう行政評価を今年度もやっているかどうかは私もよく見てないんですが、やってないんですかね。来年度はきっちり終わる

よということですか。

○行政改革推進課長（木野田隆君）

行政評価委員会につきましてはですね、去年まではやったんですが、今年からは外部委員会は開いておりません。今御指摘のとおり8ページの行政改革推進委員会運営事業につきましては、平成29年度からは、今おっしゃった行政評価外部評価委員会と統合した形で一緒に開こうということで回数が7回ということで計上しております。

○副委員長（植山利博君）

交付金ですけれども、隼人は3地区と言われました。具体的に地区名を上げていただけませんか。

○企画政策課長（堀切 昇君）

公民館の3地区なんですけど日当山地区自治公民館、姫城地区自治公民館、中福良地区自治公民館でございます。

○副委員長（植山利博君）

今言われた隼人の場合は、条例公民館という括りの公民館を言われましたよね、日当山、姫城、中福良ということで、その公民館単位はいわゆる対象外の地域も含まれるのではないかと私の感覚ではですね。例えば、姫城地区であれば鼻切であるとか日当山であれば山下とか糸走であるとか、中福良であれば迫間であるとかいうのが今まで議論されていたエリアだというふうに理解しているんですけども、今回のこの交付金は日当山という公民館単位でその交付金として使ってもらおうという理解でいいんですか。

○企画部長（塩川 剛君）

概ねそういう理解でよろしいかと思えますけれども、先ほどの宮内委員からもありましたとおり、例えば、姫城でありますと鼻切ニュータウン、日当山でありますと山下と糸走、それから中福良でありますと迫間、当然こういうところは、基金エリア入っている自治会でございますので、その部分については、当然、重点地域ということでそれなりの重点配分ということを経営さん方もそこは理解されているということでございます。その中でやはりその公民館全体として、公民館で何をすべきか、自治会で重点地域において何をすべきかを協議されると思えますけれども、そういった中での重点地域以外にもそういったような、例えば、防犯灯のLED化とかですね、重点地域でなくて全体でやれたらといったような具体的なそういう話もございました。言われたとおり、重点地域は設けますけど公民館として使い勝手のいい交付金という形で今後、細かい制度のほうは作っていきたいと思っています。

○副委員長（植山利博君）

この間、私も説明会に行って聞かせてもらったんですけど、ある意味では広い対象地域に使い勝手のいい交付金を使っていただくということで多くの地域では、このことに対する理解は十分深まっているという理解でよろしいですか。

○企画部長（塩川 剛君）

そういうような形で理解が深まっているというふうに理解しているところでございます。

○委員（岡村一二三君）

先ほどの説明の中で一括で交付金を頂きたいという話も出ましたということなんですが、一括で交付金を差し上げたとして、結果的に追跡調査といいますか、そういった支出の分ですね、これをチェックする機関はどこがすることになるか、その辺も検討されていらっしゃるでしょうか。説明会、自治公民館長会議でいろいろ聞こえてくるんですが、やはり、ちゃんと最後まで確認ができる体制で、一括交付金をした場合はしておかないと、とんでもない方向に走るような気がするものですか、その辺の考え方はどうか。

○企画部長（塩川 剛君）

地域に一括でやったほうが地域は使いやすいということですがけれども、確かに委員がおっしゃるようなことを私どもも気を付けなければならないところだというふうに考えております。そういう

ことで、当然、書類のやり取りというのは簡素にしたいんですけども、毎年の実績報告とかそういうところは、確実にチェックしていくということと、今回もそういう地域では特別会計もしくは、基金といったような形で通帳も別に管理していただきということをお願いしようというふうにしております。そういう中で監査もそれぞれの公民館できちっと監査をしてくださいということも説明していこうというふうに考えておりますので、その辺の毎年のチェックというところについては、しっかりやっていくような仕組みを作っていきたいというふうに考えております。

○委員（岡村一二三君）

航空機の騒音の評価指標というのが変わっていますよね。1種区域が62デシベル以上、2種区域、3種区域それぞれ決まっていますが、こっちでは基金区域、1点目と2点目、ここは分かるんですけども、この1種から3種までの測定機器をどこに設置してあるんだろうかと思うんですよ、私が持っている資料では、鹿児島空港の騒音測定地が溝辺の共同利用施設ということで1か所しか私は資料を持っていないですよ。1種、2種、3種それぞれの地域の測定をする測定地点が分からないんですが、それは分かっているらっしゃるんですかね。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

まず、県が環境基準に伴って、測定している場所につきましては7か所ございます。1か所目が麓共同利用施設、玉利地区自治公民館、久保山、分かりますでしょうか、空港から空港ホテルを曲がりまして、加治木のほうに下りるところの志學館への交差点より手前です。それから糸走の共同利用施設、鼻切公民館、迫間ですね。それと住吉勉宅、空港給油施設付近になります。ただいま言われました、第1種、第2種、第3種区域とありますけども、簡単に言いますと第2、第3種区域は、空港ビル内それと滑走路内とさせていただければ、人は当然住める位置ではございません。第3種から第2種、第1種ということで第1種が1番外輪のほうになっております。ちなみに直近の調査でいきますと空港に一番近い調査地点であります、麓共同利用施設が最近の変った評価値で57、滑走路横で一番近い給水タンクあるいは給油施設があるところが57ということで、いずれも国の基準値であるものを下がっているところでございます。

○委員（岡村一二三君）

今説明がありました場所ですね、測定場所これの地図があればいただきたいのですが、私が何を言いたいのかというと、先ほど執行部の説明がありまして、航空機も改良されて騒音は少なくなっているという話しもされたんですが、ただですね、私ここに静岡空港の時間延長に伴う会議録を持っているんですが、非常にここはですね、県の見解というか回答というところを見ますと丁寧に会議録ができ上がっていくんですよ、そして、その中で時間延長をするとそれなりに実測値が上がってくるところもありますよという説明をしていらっしゃいます。今、行政のほうは平成5年から平成27年度集計、先般1日に委員会を開かれた資料を手元に持っているんですが、霧島市では、平成5年から平成27年度集計分ということで出しているらっしゃいますけれども、この静岡空港の県の説明では、騒音の実測値に基づき基準を超えた場合には、住宅防音工事等の対策を適切に実施していきますよと、静岡県は言っているわけなんですよね。これが当たり前だろうと思うんですよ。それと、気象等が変わったとき、風向き等の気象条件は年間でも大きく、2パターンに分類できますよと、離着陸方向の割合も同様の傾向となっていることから環境庁のマニュアルに基づいて調査を実施していきますよという説明を丁寧にされていらっしゃるんです。たくさん会議録が手元に入っているんですが、やっぱり一括りで何年度に調査をした。それに基づいて、それ以外はしませんよという鹿児島県はどうなのかと、霧島市の行政のほうもやっぱりそれなりに県にもものを申し上げて、やっぱりそうじゃないじゃないですかと、時間延長に伴う実測値も必要なんだということを申し上げてもらいたいのですが、その辺の考え方はどうなんですか。県が言うからこうと、住民に説明をするのではなくて、その辺の考え方をちょっと示していただけませんか。

○企画部長（塩川 剛君）

県のほうの測定というのは、手元では昭和61年から平成27年までのデータがありあります。これにつきましても、今まで地域の方は御存じなかったと思います。行政は分かっていたとしてもですね。それから併せて航空騒音などの問題に対しても、例えば、胴体着陸の事故があったり、それに合わせてヘリ、セスナの音がうるさいということで、地域の方々が空港事務所に市も一緒になってですけども、そういう要望等も出したと、けどもその後どうなったのかというところが全くつかめていないというのが、これまでだったのではないかなと、まあ言いますと地域と空港との接点というのがあまり見当たらなかったのかなというのは私自身の感想でございます。そのようなことも含めまして、今回、委員会の規則を設けまして想定しているのは国・県でございますけれども、委員会のほうに出席していただいているいろいろ説明を受けたいと思っております。そういう中で今回の騒音測定結果、それから、運行の実施状況、遅延とかはどれぐらいの割合で発生しているのかといところをしっかりとチェックしていきたいという気持ちで設置規則の改正をしておりますので、市としても、その場をしっかりと使って地域の立場に立った対応というのをしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○委員（有村隆志君）

一般会計予算説明資料の4ページでコミュニティバスでデマンド交通も含めてですが、市長が最初にデマンド交通エリアの新たな導入というのをおっしゃったんですが、これはどこになりますか。

○企画政策課長（堀切 昇君）

デマンド交通の導入をしている場所なんですけど、これは新たにということによろしいですかね。[「はい」と言う声あり] 地区でいきますと、霧島の向田地区が1か所、福山の下場の地域、福山の佳例川地区の3地区を計画しております。

○委員（有村隆志君）

これを実施するとすれば、具体的にはいつぐらいから始まりますか。

○企画政策課長（堀切 昇君）

実施時期につきましては、今まで住民座談会を昨年行いまして、住民座談会を受けた答えを今年になってから説明会をするところはしたんですけど、実際は半年間ぐらいの周知期間を置かなければならないだろうというに考えておりますので、本年の10月ぐらいから本格的に行っていきたいというふうに考えております。

○副委員長（有村隆志君）

最近、増えてこないのではやらないのかなと思っていましたが、増えたのでよかったと思っております。そのほかにもここだけではなく、まだ、ほかにもたくさんあったと思うんです。その辺の候補についてはどのように考えておりますか。

○企画政策課長（堀切 昇君）

ほかにも住民座談会の中で、医療センターに行くバスの便がないとか、少ないとかいうこともありまして、牧園地区から今、月曜日から金曜日まで朝ですね、医療センターのほうに運行しているんですけど、その帰りが11時半ごろですかね、11時55分で帰りの便があるということで、診療時間によっては、この11時55分のバスに間に合わないということで、今回13時台のバスの便を増便しました。それともう一つは、一般質問でもあったんですけど、霧島地区の市後柄とかそういうふれあいバスが今までは神乃湯止まりになっていたんですけど、それを延伸いたしまして真方というバス停に、この真方というのは霧島と牧園の境のところバス停があるのですが、牧園から来るふれあいバスは真方を通して医療センターのほうに来ます。ですから牧園から来る人がその真方を通して行くわけなんですけど、霧島からの乗客もその真方まで路線を延伸して、真方で乗り継いで医療センターに行ってもらえるように、今回路線を延伸しようとするところでして、これも周知期間も含めて10月ぐらいから運行を開始しようというふうに今考えているとございます。

○委員（宮内 博君）

私も同じくふれあいバスの関係についてお尋ねをしたいと思っておりますけども、隼人についてはその

ふれあいバスは運行していないわけですよ。それで市長も交通不便地域の解消に向けた利便性の向上を図っていくということで説明もされているんですけども、具体的な取組に向けた方向性では隼人についてはどういうふうに見ているんですか。

○企画政策課長（堀切 昇君）

平成28年度におきましては、国分・隼人以外の地区の住民座談会を開いて、そういった住民の方の御意見をお聞きしてどういうふうにするかということを考えてきたわけなんです。隼人地区につきましては、循環バスがございます。その循環バスについて平成29年度にそういった地域公共交通網計画にのっとった推進事業ということで、実際、乗ってその住民の方の意見を聞くとかですね。そういったふうにして、今の循環バスがどうか、それをどうしたらいいかというふうを考えていこうかと考えています。

○委員（宮内 博君）

先ほど冒頭にその上場、下場という話がありましたけれど、例えば、その上野地区というところがありますね、ちょうど溝辺の桑野丸との境のところになるんですが、ここは学校があるときのみ朝7時6分に南国交通が一回だけバスが通るんですよ。あとは全くないと、もちろん学校が休みのときは、バス便そのものが全く来ないという地域なんです。それでその隣接する桑野丸には、ふれあいバスが朝の7時25分に来て溝辺の温泉センターとか、あるいは総合支所のほうに行くというようなコースがあるんですけど、溝辺でUターンしていつているわけですよ。それで、実際に旧市町を超えた、そういう形での交通不便地域の解消というようなことで検討が進められれば、こういうのも改善されるのかなというふうにするんですけども、その点どうですか。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

中山間地域と都市部につきまして、順序よく申し上げたいと思います。まず一つ、地域間を超える運行ということで横川駅から溝辺総合支所まで、これは途中で久留川付近でそれぞれUターンしておりましたけども、それぞれの片道の路線を延長することで横川総合支所から溝辺総合支所付近、お互いに交流したり、医療機関を利用したり、Aコープを利用したりすることができるということで、新たな路線の組換えをしたいと思っております。それとただいま出ました溝辺町からの懸案事項でありました、市街地への路線につきましては南国交通さんが隼人駅まで路線確保ができそうな形になってきておりますので、この溝辺総合支所から空港、玉利方面を通過してただいま言われました上野を通過してクッキーの辺り、そして、クッキーから隼人駅に結ぶような路線を新設したいと考えております。これによりまして、中山間地域との隼人地区との交流、特に花房で降りていただければ、そのまま循環バスで医療センターに行けますので、2回の乗り換えで溝辺の方々も医療センターに行けるのかなと構想を持っております。それと隼人地区につきましては、循環バスでの対応ですけども、霧島市公共交通計画の基本構想の一つの柱といたしまして、日豊線、肥薩線が交錯する隼人駅を今後どのような中核の交流拠点にしていくのかというのは、次の時点の構想でまた具体的に詰めていかなくてはと思っています。

○委員（宮内 博君）

南国交通との新設計画があるということでありまして、それは具体的には話し合いが順調に進んでいけば、いつ頃の新設運行ということになりそうですか。

○企画政策課長（堀切 昇君）

先ほども申し上げましたとおり、この計画につきましてはすべて周知期間を設けてですね、本年10月からは運行しようと考えているところでございます。

○副委員長（植山利博君）

説明資料の4ページ、JR国分駅バリアフリー化促進事業に2,487万6,000円計上されておりますが、これは総工事の6分の1ということのようなんですけれども、この6分の1の根拠、それからJRのエレベーターに対する補助がどうあるべきかという議論はあったのかどうかお示しを頂きたい。

○企画政策課長（堀切 昇君）

ただいまの、このJR国分駅バリアフリー化促進事業につきましては、本来でありますとこれはJRが行う事業でございます。そういうところからしますと、JRがやればという意見もあると思いますが、この負担金につきましては実際は、国が3分の1、JRが3分の1、自治体が3分の1というふうになつておまして、我々も3分の1というのはちょっとどうかというふうを考えまして、実際、国分駅を利用するのは霧島市民だけじゃないと、やはり県民の方も利用されるんだということがございまして、県に行つてまいって相談してみました。最初はいろいろありましたけど、結果的に県が半分出すということで6分の1になったということでございます。

○副委員長（植山利博君）

過去にJR国分駅を整備する時も議論をさせてもらいました。霧島市がだいぶ負担もしております。今後は駅東の区画整理に伴つて単人駅の改築といいますか、新築と言いますか相当の負担を求められることも出てこようかと思つたので、今、課長が言われたように、本来はJRがすべきだということを私もそういう思いがありますので、しっかりと国・県を巻き込んで議論をしていただきたいと、言われるままに維持管理費も毎年出していますので、その辺のところはしっかりと対応を求めておきたいと思つたので、いかかげすか。

○企画部長（塩川 剛君）

今回の事案を前例とし、そういう一つの経験を通して一回こういう結果が出ましたので、これらを前例として、そういった強い気持ちでJRとのことは協議してまいりたいというふうに思つたので、

○委員（宮本明彦君）

11ページ、共生協働推進総務管理事業のところですね、有下公民館が新しい所に移るよという話だと思います。市道福島線が通るから移転しなければいけないというところかと思うんですけど、建物を入れた総事業費というのは、こちらでも分かるんですか。市が負担する金額、まあ、公民館で負担する金額、それぞれ分かれば。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

今回提案しております予算につきましては、平成29年度の予算に関する説明書201ページ、202ページ、幹線市道整備事業費の事業としまして1億2,670万円のうちに建物補償そのものあるいは、道路用地それから調査費、もろもろ含めて当該路線に関して4,730万円という予算が計上されているようです。

○委員（宮本明彦君）

1ページ、温泉資源保護等調査検討委員会運営事業、あの温泉を利用した発電事業に関する条例ということで一定の成果はこれは出してきた委員会かなというふうに理解します。なんですが、当初できた頃からすると大霧発電所といいますか、だいぶ大きな施設のところから入つたのかなと、大きなところに視察に行つてどういう状況かを確認するところが最初だったと思うんですけども、この辺は名前も変わつてきて、どういう事業内容を考えておられるのか、今後の委員会の討議の内容ですね、考えておられるのかというところをお示しいただけますか。

○企画政策課長（堀切 昇君）

この温泉を利用した発電事業に関する条例を策定いたしました。このことにつきましては、発電事業者が温泉地のほうにまいります。今まで太陽光をやっていた事業者が地熱発電のほうに移行してきたというふうに考えているわけなんですけど、そういった事業者に対して温泉資源の適切な保護ですね、図るということがありまして、やはり地元の温泉事業者等も発電でどんどん汲み上げてもらうと、もし枯渇したらどうなるのかといったそういった心配もございましたので、こういった条例を作っているわけです。この条例によって自然環境の保全及び公共の福祉の増進に努めるというのが目的ではございますが、やはりそういった事業者が来たときにこの委員会を開きまして、その専門の委員の先生方に判断していただいて、この発電について実際市が認めるのかどうかというような御意見をいただきながら行つているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

当初の目的からちょっと変わってきたのかなという印象あるんですよね。そうでもないんですか。

○企画部長（塩川 剛君）

当初の条例設置目的どおりの運営を行っているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

以前は、だいぶ大きい地熱発電所を見に行くよという旅費が計上されていたので、私はそういう印象が強いんですけども、そうではない基本的には小規模発電に向けた委員会というようなイメージなんですか。

○企画部長（塩川 剛君）

大型の発電ということになりますと、今度はアセスの問題が出できます。当然、そこについては県のアセスとかいうことになりますので、その分については私どものほうはタッチしないということになりますので、まあ言えば今言われたそういう小さなところの部分が対象になってくるということでございます。確かに過去においては、視察として大きなところも行かれたと思いますけれども、条例の目的としてはそういったような目的で設置しているところでございます。

○副委員長（植山利博君）

13ページ、地区活性化支援事業、確認の意味も含めて少し説明をいただけませんか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

先ほど口述では金額だけと申しますか、地域活性化のために地区自治公民館等が単独又は連携して行う取組というふうに御説明いたしますけれども、こちらは地区自治公民館が、例えば、敬老会であるとか運動会であるとか、そういう取組、公民館単独で取り組まれる場合には、もろもろ込みで年額20万円を限度として補助いたします。自治会につきましては、均等割と世帯割という二つで構成しまして年間3事業、清掃作業であるとか、そういう事業が行われる場合は年間3事業を上限として上限額は3万5,000円、こちらが200世帯以上の自治会について行われたときには3万5,000円が上限となります。また、地区自治公民館等で連携して本年の実績でいいますと、子供のための行事を行われたりするときには、先ほど申しました年間20万円とは別枠で合同事業として30万円を上限に事業を補助するというものでございます。公民館につきましても自治会につきましても補助対象の種類となる事業としましては、地区の伝統行事の継承事業、地区住民の健康増進のための事業、高齢者障がい者支援のための事業、環境美化のための事業、そして、その他地区の活性化につながる事業ということで五つの区分を設けております。

○委員長（阿多己清君）

もうすぐ午後5時になりますが、審査を続けます。

○副委員長（植山利博君）

それは確認していただきました。非常にいろんな事業に取り組まれていて評価をする事業です。そこで自治公民館や自治会だけでなく、例えば、各種団体、NPO、そのような団体がされる地域活性化や健康増進や伝統文化継承の枠を広げるような取組はできないのか。この前の一般質問の中で商工会や会議所がいろんな地域でやっている夏祭りは、花火こういうものが合併後補助金がないと、だけどそれぞれ頑張ってやっている、そういう団体についてももちろん地域活性化に非常に貢献をされているのであるから、このような考え方をそこまで及ぼすことはできないかということなんですがいかがですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

先日の一般質問の際には、市民活動支援事業という事業を御紹介したかと思えます。こちらはNPO等がそのNPO単独で事業を計画された場合には、一次、二次の選考を経てということになりますけれども、補助率5分の3、上限を50万円、3回までということで市民活動支援事業という事業がございまして。それから先ほど説明しました地区活性化支援事業の合同事業につきましても、いずれかの地区自治公民館がNPOとか市民団体と合同で何か行われるのであれば、こちらは地区活性化支援事業の対象になります。

○委員（下深迫孝二君）

ふれあいバスの件で今まで中山間地域の範囲が広くてなかなか回りついてなかったというところもあったわけですが、そして高齢者の方が免許証を返納されたといったようなことでどうしてもふれあいバスの必要性をと言われたときに私も前にお願して2か所ぐらいでしたか、ふれあいバスを回っていただくようお願いもしたんですが、大変ありがたいことだったんですけども、少し時間が掛かり過ぎなんですよね、去年の8月くらいにお願いしたのがやっと2月から福山においてはふれあいバスが入ってくれるようになったということなんで、そこら辺を免許証を持った人の感覚ではなくて本当に高齢者の方が免許証を返納されたということを頭に入れてもっとスピード感を持ってできないのか、お伺いします。

○企画政策課長（堀切 昇君）

確かに委員のおっしゃるとおり8月にお願がありまして、私どももそういった地域に入りまして、まず、バス路線を延長できるかどうかということで現場に行ってバスがそこまで行ってUターンできなければ、ちょっと難しい話になりますが、そこに2、3件あるということでそこまで延伸すればその方々もバスに乗ってもらえるんじゃないかということで行きました。その時期の問題なんですけど、時期につきまして我々だけ行って、はいできますよと簡単にいかないもので、これはバス会社とかタクシー会社とかそういった事業者が入っている地域公共交通会議というのがございます。それに説明申し上げて了承を得る必要がございますので、一定の時間が掛かるということで御理解いただければと思います。

○委員（下深迫孝二君）

結果的に行けるようになったわけですよね、そうしてみると、もっとスピード感を持ってやってもらえば、もっと早くから免許証返納なんかにとっては、大変ありがたいということですから、これからもまたこういうことは増えてくると思います。少しでもできましたらスピード感をもってやっていただくようお願いしておきます。

○委員（中馬幹雄君）

9ページのふるさと納税で、これは平成28年度のものですが、50万円以上の寄附金があった場合に7星プレミアムの中の霧島畜産原産の和牛特選サーロイン、1本12kgというのがありますよね、これの市負担はいくらになるか。

○共生協働推進課課長補佐（西溜和幸君）

カタログの中にもありますように50万円の寄付に対しまして、牛肉にですけれどもこちらにつきましてもタイアップ実施要領を設けておりまして、10万円以上の寄付につきましてはすべてプレミアムということで、市とタイアップ事業者のほうで取り決めを行っておりますけれども、総体的にはすべての還元率につきましては30%以内というふうにしておりまして、この事業者に対しましては市の負担は15万円というふうに決めております。

○委員（中馬幹雄君）

今、全国的に問題になっております、この高額な返礼品は問題があるんじゃないかということなんですけども、その辺はどう考えていますか。この15万円につきましては。

○共生協働推進課長（西敬一郎君）

昨今、新聞紙上等に出ております、高額、あるいは換金性が高い云々ということにつきましては、よそ様のお礼の品を見ますと、お礼の品そのものが3桁万円のものとか、こういうのがありまして、そこを見たお話であろうと考えております。したがって、こちらのプレミアムコースの商品を始め、霧島市の現在の還元率、そもそもの区分として100万円以上とか200万円以上というような区分を設けておりませんので50万以上については30%、高いものを出される方がいたら考えられるかもしれませんが、現在のところはそういう特に高額というような枠には当てはまらないのではないかと考えています。

○委員（中馬幹雄君）

50万円以上の寄附をする人がどういう人か分かりませんが、返礼品に12kgもらってどうしますか。ほかに黒豚のところは1頭分となっていて、送付回数は1回から6回と小分けしてあるんですよ。ですから、この肉でも、1本12kgを一括で渡さなくても3回に分けてやるような便宜を図ったほうがいいのではどうですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

こちらのサーロインにつきましては、特に明記はしておりませんが、一方、純粋黒豚1頭分というほうは送付回数、1回から6回というような回数も明記しておりますが、実際には事業者さんのほうでだいたい何回ぐらいに分けてお送りしましょうかという確認を取っていただきまして、納税者の要望に沿った送り方をしているところです。

○委員（宮内 博君）

14ページの無線有線放送施設支援事業の関係でお聞きをいたしますけど、今回4,168万9,000円ということで予算計上がされていますが、隼人が2,412万5,000円ということでもあります。これは隼人のほうで自治会の設置の簡易無線についての取組が進んでいるということを受けての反映だろうというふうに思いますけれど、まず、そのところを確認しておきます。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

隼人地区の平成29年度予算で2,412万5,000円ということなんですが、このうち今までコミュニティ無線のなかった、例えば、真孝西でありますと親機と子機を145台とか、天降川では100台、大きなところで中須西では104台、橋之口では170台など、おっしゃるとおりこれまでなかったところがコミュニティ無線を導入されるということで台数が多いために補助額も大きくなっているということもございます。

○委員（宮内 博君）

6割を市が補助するということになっているわけですが、4割は自己負担ということになります。自己負担額はどれぐらいになりますか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

現在のデジタルのコミュニティ無線の子機の場合、本体が2万5,000円程度、設置調査費、諸経費を含めまして、1台当たり約2万9,000円掛かっておりますので、その4割ということになりますと1万1,600円程度ということになります。

○委員（宮内 博君）

結局、1万2,000円ぐらいですね、自己負担をしないといけないということになるんですけど、平成34年の11月30日を期限にして自治会が設置する簡易無線装置についてですね、デジタル方式に移行していかなくちゃいけないということがあるんですけども、実際にそのそれぞれの1市6町のそれぞれの地区で、これを移行するためにどれぐらいの事業費が掛かるということになるんでしょうか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

昨年的一般質問を議員からいただいたときにお答えした金額で申しますと、経年15年程度のものまで含めて、すべて周波数制限に関わらず15年経過しているところは交換する。そして、周波数制限が掛かるアナログ機器について交換すると仮定した場合で4億円程度ということになります。

○委員（宮内 博君）

総額で4億円程度になるということですけど、その4割は個人負担ということに単純に計算するとですよ、なりますよね。それで、実際、こういう負担が具体的に提案をされますと自治会を離れるという一つの引き金になっている部分もあるんですよ、現実に私たちの地域でもそういった事例が何件か出てきております。それで、公民会等への組織率の低下をしているという中でそういった負担が伴ってくるということになっているわけですが、その後、負担軽減のための取組というのはどんなふうに議論してきたのかについてお聞きをしておきます。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

コミュニティ無線の子機につきましては、合併以前の旧町で防災無線の子機を町が設置していた地区につきましては、昨年の9月まで8割の補助ということを行っておりました。それ以外の地区につきましては、合併後6割補助、現在の補助率と同じでございます。こちらは、安心安全課の整備の考えのほうで、これまでもいろいろやり取りがあったかと思いますが、コミュニティ無線はあくまでも防災行政無線の子機ではございませんと、コミュニティの情報伝達のためにコミュニティが設置を選択される。そして、その選択された場合には市が親機と接続し、防災行政無線が聞けるようにする経費は市が全てみますと、100%親機の設置については、市が全て負担しますという形でこれまで行ってまいりました。確かに、先ほど言いました4割1万2,000円弱という金額が負担になるという声もたまにお聞きいたしますけれども、防災情報の伝達としては、このコミュニティ無線への接続、それからインターネット、それから屋外スピーカー、それからFMきりしまといった様々な手段で伝達するという市の方針がございます。防災行政無線の子機として扱うというところではないということで、補助率については6割で平成29年度も要求させていただいたところでございます。今後につきましても、その考え方を大きく変える要因というのは今のところは想定していないところでございます。

○委員長（有村隆志君）

この中に有線とあるんですが、やはり、親機まで補助ということですか。

○共生協働推進G長（宮田久志君）

有線放送につきましては、子機につきましては6割補助を行っています。「親機は」という声あり]やはり、6割補助になります。

○委員（岡村一二三君）

自治会の無線放送設備の関係で補助率の話が出ていましたけど、私の地域も行政のほうから自治公民館の会議があるときに、付けられたほうがいいですよという行政の職員の話がありまして、自治公民館の会議の中ですね、6割補助でした。集落としては、高齢者も多い中でお金は出せないよといういろんな問題が発生しましたけれども、何とか蓄えを持っていましたのでそれで設置したんですが、その前は有線放送設備がありましたので、何も不自由はなかったんですけど、アナログの無線機を6割補助で付けてもらいました。その後ですね、8割の補助金になったという話が聞こえてきてまして、おかしいんじゃないかと6割で付けたところと8割で付けたところとの差額、2割をもらわなければと、まあそんな話をしていましたよ。当時はアナログでした、今デジタルになっているみたいなんですけど、行政の放送施設ではないということなただけでも、行政のほうとも連絡が取れるようになって行政のほうからの放送も配信されているんですけど、ところが、放送開始ののぼりチャイムと終わりの下りチャイムとなるんですけど、今鳴らなくなっているんですよ、住民からいろいろ苦情が来まして、聞いたところが、アナログとデジタルの混線があって流せないんですよ、音が悪くなってしまっただけという話でした。だけど、おかしいと、今、同僚議員の地域もチャイムの音が悪いという話なんですけれども、早くこの件を解消できないものでしょうかね、アナログとデジタルの周波数がどうだ、こうだと言っても一般の住民は分からないわけですので、その辺は安心安全課と協議をしてもらって、どっちも対応できる方法を取っていただきたいんですよ。だから横川の行政のほうから本庁から放送がある場合は、上りチャイム、下りチャイムが発信されて放送が始まるんですけど、横川総合支所から放送を流すときは、ただいまから放送を始めますとここから始まりますので、今までは横川総合支所もそれでやっていたんですけど、何か統一した方法でやっていただきたいと思うんですけどどうなんですかね。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

まず、アナログとデジタルということでございますが、アナログ機の全ての周波数が使用制限を迎えるというわけではございません。アナログの中でも一部の周波数が平成34年に使用制限を迎えるということで、制限を受けないアナログ機につきましては平成34年11月以降もお使いいただくことができます。そして、アナログとデジタルにつきましては、周波数の波が違いますので、そのも

のが子機同士で混線するという事ではないんですが、親機については全ての地区を一つのグループで流すとそのような混線が起るかもしれません。そのグルーピングにつきましては、安心安全課のほうでいろいろ状況をお伺いしながら、親機の設定の見直し等を行っております。総合支所の放送が一斉送信と違うというやり方につきましては、申し訳ございません。現状を把握しておりますので確認させていただきたいと思います。

○委員（岡村一二三君）

安心安全課の課長はうちに来られました。その辺は総合支所でも話を聞かれて分かっていると思いますので、先ほど言うように国分庁舎から送信したときは、上り、下りチャイムがしっかり入ったのが聞けるわけですので、横川総合支所が発信したときはそれがないということですからやはり、統一をしてもらいたいと思うんですね。無線放送を付けたときは業者が電波法に基づくお金を熊本の電波局に5年に1回ですかね、3年に1回ですかね、納入していたんですが、たまたま5年か3年経ったと、また、申請書を出してくださいと。今度は自治会は、その申請書を出す方法も分からない人がたくさんいまして、設置した業者に話をしたところ1万円か2万円もらえば出してあげますよということでしたので、そんなお金はないよということで、手探りで申請書を送った経緯もあるんですね。だから、その辺もやはり付けられるところは事前に申請もしないといけませんよというの、やはり、教えてあげるのが住民サービスだろうと思いますのでその辺の考え方はどうなっていますかね。

○委員長（阿多己清君）

簡潔に御発言ください。答弁できますか。

○共生協働推進課長（西敬一郎君）

コミュニティ無線の再送をするということは基地局になるということですので、おっしゃるような電波、以前は管理局と言っていました。今、熊本の国の機関への届出が必要になりますので、そちら等の手続きも必要になるということは要望をお持ちいただいた際には、十分説明していきたいと思います。また、それ以外の親機の設定につきましては安心安全課のほうに今のお話をお伝えして確認してまいりたいと思います。

○委員（宮本明彦君）

1ページの先ほどの温泉資源保護等のところなんですけれども、これには補助金が使われていますよね、国の補助金が地熱開発理解促進関連事業費ということで使われているかと思います。以前の事業名がやっぱりこれと一緒にだったんですね、ですから国の補助の内容としてはずっといっしょで事業名が平成26年ですかね、平成27年ですかね、そこから事業名が変わったと、いただいている補助金はずっと一緒なんですけど事業名が変わったよという理解をしています。ですから先ほどもあったんですけども、当初は地熱に関する理解の事業で進んでいたのが、今は温泉資源保護等調査検討という名前に変わった、そこで1回リセットされて昔の目的はそこでリセットされて新しい事業に変わったんだよってという理解をしたほうがよろしいんですかここは。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

この条例を作る前に2年ほど先進地等を研修してまいりました。それにつきましては、総合的な地熱の関係ということで大小合わせてそれぞれの事業実態を研修したのが一つの成果であるかと思えます。これにつきましては、今回の霧島温泉を利用した発電事業に関する条例、先ほど部長が申し上げましたとおり大規模発電に伴うもの、それから環境アセス、県の基準等に該当しない小規模多事業等が出てまいります。特に最近のソーラーでもございますけど、そういった小規模発電、バイナリー発電等につきましては、まだ、国内でも全ての成功事例というわけではございませんので、特に当然、理解をしながら地元に影響を与えないように専門家の方々の意見を聞きながら、その周辺地域に影響がないものについては、理解をしながら民間事業の進出は拒まない、ただし、その周辺地域に影響を与える、あるいは周辺の方々が心配される、反対される、そういった物事をきちっと整備していただきながら理解を深めていただくというのが、本条例の趣旨でございます、

その流れといたしましては、過去の理解を深める研修、そして理解を深めていただくためには地元の理解、あるいは研究、そういった科学的な根拠にもある程度基づく必要があるということで、このような条例につきましても先進的に制定したものと考えております。

○委員（宮本明彦君）

理解としては、やっぱりちょっと趣旨が小さくなったかなって思うように思いました。最後、まちづくり計画書ですね、企画部のほうで平成27年度は3件、24万6,000円という金額を執行したということを決算委員会で伺って、時任議員の質疑で伺いましたけども、来年度に向けてこの予算的なところが決っていたらお知らせいただけますか。

○企画部長（塩川 剛君）

まちづくり計画の企画部の関係につきまして、先ほど話しがあったんですけど、溝辺地域から話があったんですけども、例えば、その溝辺地域から下場の地域へのバスの運行というようなところのお話がございますので、そちらのほうは地域公共交通形成計画の見直しの中で今後進めていくということにいたしているところでございます。

○副委員長（植山利博君）

まちづくり計画の事業ですね、実施率が決算委員会の中でも議論がされて委員長が委員長報告の中でこの部分を言及された。そのことを受けて議長と副議長それから議運の委員長ともども市長のところに行って申出をされたという経緯があるわけです。事業については、建設であったり商工観光であったり、それぞれ所管があるわけですけども、このことについて企画部としてこれの全体を掌握するというか企画部として議長が議会としての申し入れをしたことをどのように受け止められて今度の予算にどのような形で反映をされたか示しを頂けますか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

議会からの申し入れを受けまして、年が明けて1月になりましてから、要望の件数の多い建設施設管理課、耕地課、土木課、それと安心安全課というところと、要望にお応えするためにはどうしていけばいいかと、すぐに答えが出る会ではございませんでしたけれども、一つでも要望にお答えしていくようにどういう取組ができるのか、予算の要求の仕方としてはどういうことができるのかということを協議を行いまして、また、財政サイドのほうにも、ただ、時期的に議会前ということで財政のほうが非常に忙しい時期でしたので財政を交えての協議というのは行ってないんですが、財政も含めて、先ほど言った一つでも実施できるためにはどういうやり方があるのかという協議につきましては、今後も行っていきたいと考えております。午前中の総務部のところで修繕料の話もあったかもしれませんが、年々その特別枠ということで修繕料については特別枠ということで対応をしているという話は財政課から聞いているところです。

○副委員長（植山利博君）

財政課のところでも議論させていただきました、総務部長もそのことは議会の申し入れとして十分重たく受け止めておりますと、ただ、具体的な特別枠を設けるとか、実施率を高めるために特別な対応はしてなかったという表現だったわけです。今、課長の答弁によれば、時間がなかったので今後、財政課とも調整して何とか達成率を上げるような取組をとということでありますので、それに期待をしておきたいと思えます。

○委員（有村隆志君）

当初予算説明資料の冒頭に、「人と自然が輝き・・・」この中に第一次霧島市総合計画が終わると、今後、新たに第二次霧島市総合計画を策定したいということで、3ページに総合計画進行管理事業ということが出ておりますよね、1,179万4,000円、その中でいろいろ項目があるんですけど、下のほうの市民意識調査委託というのは、どういう形でされるのか、そして、第二次霧島市総合計画策定支援業務委託というのはどのような形でやるのかお示してください。

○企画政策G主査（横山雅春君）

市民意識調査につきましては、毎年度、実施をしております。第一次霧島市総合計画の進行管理

の一環といたしまして、毎年、成果指標等をあげているものの実績値を把握するために実施をしているものでございます。それともう一つの御質問がありました第二次霧島市総合計画策定につきましては、本年度になりますが、9月に公募型のプロポーザルを行いまして既に事業者のほうは選定しております。来年度につきましては、債務負担行為ということで、また、第二次霧島市総合計画策定に向けた各種業務のほうを実施していくこととなります。

○委員（有村隆志君）

今この説明があったわけですが、その第二次霧島市総合計画について、具体的に部長としての思いとして、こういう霧島を目指してというのがあるか最後に聞いておきたいと思います。

○企画部長（塩川 剛君）

霧島市職員として計画を作るということではなくて、その中では地域住民の方々、外部の方々との意見等を踏まえながら行っていくということになりますので、私どもはその辺をどうコーディネートしていくかという立場で臨んで行くつもりでございますので計画策定に当たっては、やはり、住民の方々の御意見というのが一番というふうに肝に銘じながら策定に臨んでいきたいと思っております。

○委員長（阿多己清君）長

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで企画部関係の質疑を終わります。総務部の審議の中で、後で答弁するという部分があり、発言の申出がありましたのでこれを許可します。

○総務課長（橋口洋平君）

先ほどの宮内委員の質疑で総合支所の維持管理事業の支所ごとの内訳ですが、溝辺総合支所が1,657万9,000円、横川総合支所が1,107万6,000円、牧園総合支所が2,214万5,000円、霧島総合支所が1,563万5,000円、福山総合支所が1,213万3,000円の合計で7,819万8,000円となっております。

○委員長（阿多己清君）

以上で本日予定をしておりました審査を終了いたしました。明日の審査も午前9時から行います。本日はこれで散会します。

「散 会 午後 5時34分」